

神河町元気森もり活動推進事業について

農林政策課では、地域活動の継続と生活環境や地域の魅力の向上を目的とし、地域住民等が行なう、森林の管理、森林やその周辺の環境保全・向上、森林資源の活用等に資する活動を支援します。（財源：森林環境譲与税）

○例えば、次のような場合に、活用をご検討下さい。

- ・生産森林組合の人工林の間伐や枝打ち、林道・作業道の草刈り等を毎年行っているが、収入がなく必要な機材等を買えない。（預金を切り崩して買っている。）
- ・集落近くの竹藪や桜並木、地区の住民が集まる神社の樹木等を、地区として管理、整備したいと思うが、財源がなく実施できる補助制度もない。
- ・その他、（実施主体）（補助対象事業）については【事業概要】をご覧ください。

○主な補助対象経費、主な事業の補助額の上限は次のとおりです。

- ・主な対象経費：消耗品、燃料代、備品購入、作業日当等（補助対象経費）参照
- ・「森林」及び「周辺」環境の保全、向上に資する事業 1事業15万円
その他の事業については、（補助金の範囲及び補助金の額）参照

○今回は、生産森林組合や地区が管理する「森林」（町森林整備計画の対象森林（森林簿に掲載の森林））での、「（2）森林環境の保全」事業の要望のみ受け付けます。

※上記以外の、森林「周辺」での活動等については、予算に余裕がある場合は8月区長会でご案内する予定です。

※「森林」の事業を実施された団体が、「周辺」の事業も要望される場合は、予算の状況により、採択を見送らせていただく場合がありますので、ご了承ください。
ただし、「周辺」の事業のうち、町花「桜」、町木「モミジ」の保全管理等の要望は例外とします。

○その他、詳しくは、別紙【事業概要】【事業の流れ】をご覧ください。

○要望がある場合

別紙1の要望書を、5月25日（木）までに、農林政策課に提出してください。

○ご不明な点などは、農林政策課（34-0960）へお問い合わせください。

【事業概要】

(趣旨)

この事業は、地域住民等が行なう、森林の管理、森林環境の保全や森林資源の活用等に資する活動(以下「事業」という)を支援することにより、地域活動の継続と、過密のない農山村の生活環境と地域の魅力を向上させることを目的としています。

(実施主体)

この事業において補助の対象となる事業を実施する者は、神河町内に所在地を置く、次の各号のいずれかに該当する団体とします。

- (1) 森林組合、生産森林組合
- (2) 自治会、財産管理組合等、地区の共有林を管理する団体
- (3) その他趣旨に合致する活動を行なう法人、団体、事業所

(補助対象事業)

補助の対象となる事業は次の各号に掲げるもので、既存の補助事業等の対象とならないものとする。

(1) 林業の活性化

- ① 林業後継者の育成等、林業の活性化に資する事業

具体的には、森林組合等の新規就業者の装備等の費用補助及び町内の賃貸住宅居住の場合の家賃補助を予定しています。

(2) 森林環境の保全

- ① 「森林」及び「周辺」環境の保全、向上に資する事業

○ 「森林」とは、町森林整備計画の対象森林(森林簿に掲載の森林)【今回受付】

事業例 上記森林での、生産森林組合、自治会及び財産管理組合等が行う間伐、草刈り等の維持管理活動。

対象森林内の社寺周辺林の間伐、伐採等も対象。

○「周辺」とは、集落内の上記以外の山林(従前田畑であった場所に植栽を行ったなど)、社寺敷地内の樹木、集会所・公園・道路周辺等の樹木を指す。【8月案内】

事業例 森林周辺の林地の間伐や草刈りなど保全、向上活動。

桜並木、竹藪等の保全、向上活動。

平地部にある社寺、公民館集会所等の樹木の保全、向上活動。

(宗教法人からの申請は不可。)

② 苗木の植栽等【今回受付】

○町森林整備計画の対象森林(森林簿に掲載の森林)での植栽。

皆伐地における、広葉樹等の植栽。

(3) 森林資源の活用

県内産木材、町内産林産物等、森林資源の活用促進に資する事業

- ① 産材の活用 内装工事、什器の購入等
- ② 町内産林産物等 町内産木材を利用した木材製品の製造、販売等
- ③ 森林資源の活用促進 ミツマタ出荷、ウリハダカエデ等樹液の活用等

(4) その他、趣旨に適合すると町長が認める事業

(1)～(4)共通 一実施主体が、年度内に同一の事業を複数回実施することも可能。

例) 春と秋に森林管理作業を実施 → 対象経費の合計が補助額の上限以内なら1回の申請で可。

※但し、予算の範囲内に限ります。

(補助対象経費)

補助の対象となる経費は、下記のとおりです。

科 目	備 考
需用費	消耗品、燃料代、修繕費等。お茶以外の食料費は不可。
原材料費	植栽用苗木等の資材費
作業日当	1,000円/hr、7,000円/日・人を上限とする。
役務費	輸送費、保険料等
賃借料	重機、車両等借上料
使用料	通行料、使用料等
委託料	作業等委託料。実施主体が直接実施することが出来ないものに限る。
報償費	協力者謝金等
備品購入費	1件2万円以上。事業実施に必要不可欠なものに限る。特定の個人の占有となるものを除く。

(補助金の範囲及び補助金の額)

神河町は、実施主体に対して、予算の範囲内で事業に要する経費の全部、又は一部を補助します。

1 事業当たりの補助金額の上限は、事業の区分に応じ下記のとおりです。

事業区分	上限額
(1) 林業の活性化	50万円
(2) 森林環境の保全	15万円
(3) 森林資源の活用	10万円
その他の事業	10万円

※補助金の額に1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

【事業の流れ】

1. 要望書の提出

今回の要望書提出は、生産森林組合や地区が管理する「森林」（町森林整備計画の対象森林（森林簿に掲載の森林））での、（2）森林環境の保全事業のみ受け付けます。

事業採択を希望する団体は別紙1の要望書を5月25日（木）までに、農林政策課に提出してください。

※ 森林「周辺」での活動等については、今回の要望量と予算の状況に応じ、予算に余裕がある場合には、8月区長会でご案内する予定です。

2. 要望の採択

予算の範囲内で、事業の採択を行います。

事業採択の優先順位は、1位＝森林の保全作業（間伐、枝打ち、下刈り、林道・作業道の維持管理等）、2位＝広葉樹、竹林の間伐・除去、見分・境界確認等の管理作業（地籍調査の立ち合いは除く）の順番とし、各事業間の順位は実施内容で判断します。

3. 交付申請

要望採択の団体には、補助金交付申請の手続きのご案内を行います。

補助金交付申請の際は、下記の書類等を添付ください。

- ① 補助金交付申請
- ② 収支予算書
- ③ 位置図、事業概要図
- ④ 1つの支出が2万円以上の場合は見積書（作業日当を除く。）
- ⑤ 備品購入の場合はカタログ（備品等購入の場合）
- ⑥ 事業実施承諾書（自らが所有又は管理する森林以外の森林等で実施する場合）
- ⑦ 活動場所の現況写真

4. 事業実施

事業着手は、交付決定通知書の日以降とし、補助対象経費も通知日以降の支払いが対象となります。

5. 事業計画の変更

事業内容、補助金額に変更がある場合は、補助金変更交付申請書の提出をお願いいたします。事業内容が大幅に変更する場合は、事前に協議をお願いいたします。

ただし、実施回数、委託内容など事業内容に変更が無く、補助金の額が交付決定額の3割以内の減額である場合は、補助金変更交付申請書の提出は不要といたします。

6. 実績報告書

事業の完了日は、事業に係る対象経費の支出の最終支出の領収日となります。

事業実績報告を事業終了の日から30日以内に提出ください。

実績報告の際は、下記の書類を提出ください。

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 位置図、事業概要図、領収書の写し等
- ④ 実施状況写真（着手前後、日当支出の場合は実施日毎に集合写真必要）

7. 補助金の請求

町は実績報告書の提出を受けた後、内容を確認し、実施団体に補助金交付額確定通知書を送付いたします。併せて請求書を送付いたしますので、金額等確認のうえ請求印を捺印していただき提出頂きますようお願いいたします。

概ね請求日から20日以内での支払いとなります。

令和5年 月 日

神河町長 山名 宗悟 様

所在地 神河町

団体名

代表者名 ㊟

神河町元気森もり活動推進事業要望書

令和5年度神河町元気森もり活動推進事業について、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 事業種別 森林及び周辺環境の保全、向上 (申請額上限 15 万円)
2 事業実施場所 神河町 大字..... 字..... 地番.....

※林班 (役場にて記入) 神崎.....班 大河内.....班

- 3 事業地山林所有者名

- 4 実施予定時期 令和.....年.....月～令和.....年.....月

- 5 実施事業の種類 1. 人工林間伐 2. 広葉樹林・竹林等の間伐・伐採
3. 下刈り 4. 森林の見分・境界確認 5. その他

- 6 事業の具体的な内容

提出締め切り 令和5年5月25日(木) 提出先 農林政策課 松田

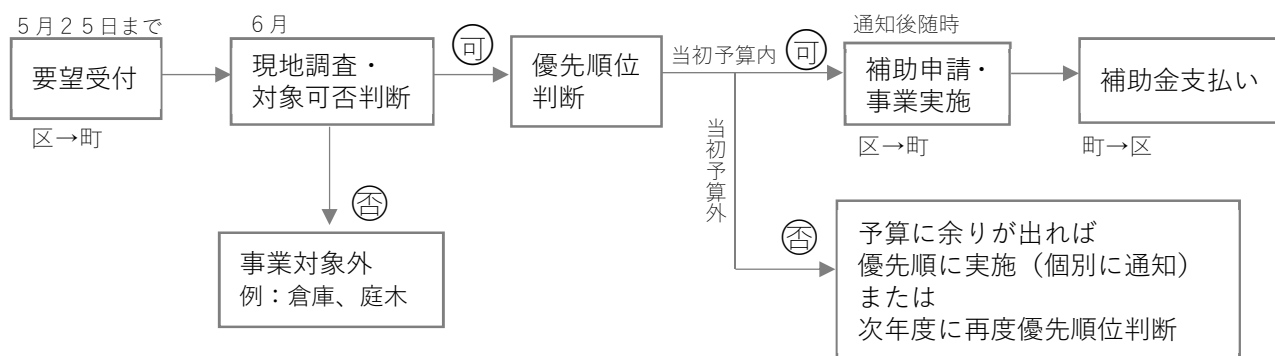
危険木伐採の町単独補助事業について

【神河町単独補助(治山・山林出水対策)事業 危険木伐採】

この事業は平成30年度から開始し、令和5年度当初予算では3,960千円を計上しており、次のとおり事業を実施する予定です。

①要望箇所の優先度を調査の上、優先度の高い順に予算の範囲内で実施します。

- ・事業実施の可否について、要望のあった全集落に通知します。(6月中旬を予定)
実施対象地区は、補助金交付申請、事業着手の手続きを進めていただきます。
- ・当初実施地区の補助額確定後に予算に余裕がある場合、次に優先度の高い箇所を順次実施対象とし、個別にご連絡します。
- ・予算不足により今年度実施できなかった場合は、今後出てくる要望と合わせて次年度に再度優先度を判断します。



【新規要望の方法】

- ・農林政策課窓口へ別紙要望書を 【5月25日(木)】までに 提出いただきますようお願いいたします。

※要望書提出済みの次の箇所は提出不要です。

平成30年度：東柏尾区1件

令和4年9月23日から令和5年3月31日：為信区1件、赤田区1件、吉富区1件、大畑区2件

※電話では場所の特定が困難ですので、住宅地図等を見ていただきながら状況をお聞きします。

- ・締切以降も随時新規要望は受け付けますが、次年度の受付の扱いとします。
- ・伐採後の事後申請は受け付けできません。必ず事前にご相談、申請をお願いします。

事業概要

○事業施行者（申請者） 各区

- ・個人からの申請は受け付けません。
- ・実際の作業等の業者委託は可能です。

○補助対象

樹木の倒伏により被害を受ける住宅又は集落が管理する集会施設の被害防止に係る危険木の伐採事業で、人命財産等に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある箇所について防止するための事業

- ・倉庫単独や道路、店舗・事務所、寺社、墓地等は対象外です。
- ・伐採事業とは「伐木・枝払・集材・整理」が対象で、搬出に係る経費は対象外です。
- ・庭木等宅地内の立木や枝打ちのみの要望は対象事業となりません。
- ・予防のための実施も可。規模・箇所数の制限はありません。

○補助率、補助金の限度額

補助対象事業費の9分の7以内

限度額 77万7,000円（補助対象事業費100万円の9分の7）

「森林所有者」と「受益者」が同じ場合は、補助対象事業費の9分の3以内

限度額 33万3,000円（補助対象事業費100万円の9分の3）

○優先度の判断基準等

- ・被害を受ける可能性のある住宅等の状況、被害を及ぼす可能性のある立木の状況等20項目について職員が現地調査を行ない、危険度を含む優先度を判断します。

その際の主な視点は次のとおりです。

○人命に危害を及ぼす可能性が高いか？

財産（建物等）の保全よりも、人命（居住者）の保全を優先します。

○緊急性、公益性等

お問合せ先

農林政策課 井口

TEL 34-0960 FAX 34-0691

iguchi_yuuichirou@town.kamikawa.hyogo.jp

令和5年度 治水・山林出水対策事業補助金要望書

(危険木伐採)

要望日 年 月 日

申出区 _____ 区

区長 _____ 印

受益者	主な保全対象物	森林所有者	伐採承諾	対象樹種	本数

費用負担者	負担率	備考
		※費用負担者が複数名いる場合は、全員の氏名を記入ください。 ※費用負担者は補助対象経費の2/9(受益者と森林所有者が同じ場合は6/9)を負担するもの。

※危険木の位置が分かる地図を添付ください。

提出期限 令和5年5月25日(木)まで

記載例

受益者	主な保全対象物	森林所有者	伐採承諾	対象樹種	本数
神河太郎	居宅	森林一郎	有	杉	15本
費用負担者	負担率	備考			
森林一郎	100%	※費用負担者が複数名いる場合は、全員の氏名を記入ください。 ※費用負担者は補助対象経費の2/9(受益者と森林所有者が同じ場合は6/9)を負担するもの。			

事業実施への流れ

本事業は、要望箇所の中で査定による優先順位が高い要望から順次ご案内をし、事業実施をしていただいています。

要望書を提出いただきましたら、優先順位を決定するための現地調査・査定を行い、既存分の要望と併せた中で優先順位決定を決定します。

6月頃には**優先順位上位地区**に案内し、事業実施となります。以降、補助金予算の消化状況を勘察し、優先順位の高い順に案内をさせていただきます。

補助金の流れ

補助金の申請、お支払いは、要望いただきました区となります。

神河町農地を守る活動推進事業について（令和5年度新規事業）

農林政策課では、町内農地の健全な保全と地域農業活動と農村の持続的な発展を目的とし、地域住民等が行なう、農地の管理、農地の保全に資する活動を支援します。

○例えば、次のような場合に、活用をご検討下さい。

- ・耕作放棄地の草刈り等を実施し、近接農地への影響を改善したい。
→再生困難農地の復元等
- ・保全管理農地へ景観作物等を作付けしたい。 →保全管理農地の活用
- ・その他、（実施主体）（補助対象事業）については【事業概要】をご覧ください。

○主な補助対象経費、主な事業の補助額の上限は次のとおりです。

- ・主な対象経費：消耗品、燃料代、資材費、作業日当等 （補助対象経費）参照

○その他、詳しくは、別紙【事業概要】【事業の流れ】をご覧ください。

○要望がある場合

別紙1の要望書を、5月25日（木）までに、農林政策課に提出してください。

○ご不明な点などは、農林政策課（34-0960）へお問い合わせください。

【事業概要】

(趣旨)

この事業は、地域住民等が行なう、農地の管理、農地の保全に資する活動(以下「事業」という)を支援することにより、町内の限られた農地の健全な保全と、地域農業活動の継続を目的としています。

(実施主体)

この事業において補助の対象となる事業を実施する者は、神河町内に所在地を置く、次の各号のいずれかに該当する団体とします。

- (1) 実質化された人・農地プランに中心経営体として位置づけられている、又はその予定者である団体又は農業者
- (2) 地区内に農地がある自治会、農会又は営農組合

(補助対象事業)

補助の対象となる事業は次の各号に掲げるもので、既存の補助事業等の対象とならないものとする。※所有者又は相続人の承諾(協議)必要

- (1) 再生困難農地の復元、景観改善、近接農地への影響改善事業
 - ・再生困難農地の復元、伐根、草刈り等の実施
- (2) 保全管理農地の活用事業
 - ・景観作物等の作付け実施

(補助対象経費)

補助の対象となる経費は、下記のとおりです。

科 目	備 考
需用費	消耗品、燃料代、修繕費等。お茶以外の食料費は不可。
原材料費	植栽用苗木等の資材費
作業日当	1,000円/h、7,000円/日・人を上限とする。
役務費	輸送費、保険料等
賃借料	重機、車両等借上料
使用料	通行料、使用料等
委託料	作業等委託料。実施主体が直接実施することが出来ないものに限る。
報償費	協力者謝金等
備品購入費	1件2万円以上。事業実施に必要な不可欠なものに限る。特定の個人の占有となるものを除く。

(補助金の範囲及び補助金の額)

神河町は、実施主体に対して、予算の範囲内で事業に要する経費の全部、又は一部を補助します。

1 事業当たりの補助金額は、事業の区分に応じ下記のとおりです。

事業区分	補助基準単価	補助率	上限額
(1) 再生困難農地の復元	10,000円/a	10分の10以内	—
(2) 保全農地の活用	10,000円/a	10分の10以内	—

※補助金の額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

[参考]

○ 畦畔管理省力化支援事業

- ・ 事業内容・・・畦畔への防草シートの設置（圃場に直接接する畦畔、法面に限る）
- ・ 実施主体・・・上記、実施主体(1)からの申請のみに限る
※認定農業者等農業の担い手
- ・ 補助対象経費・・・補助基準単価1,000円/m² 上限額20万円

【事業の流れ】

1. 要望書の提出

事業採択を希望する団体は別紙1の要望書を5月25日（木）までに、農林政策課に提出してください。

2. 要望の採択

予算の範囲内で、事業の採択を行います。

事業採択については各事業の実施内容（緊急性等）で判断します。

3. 交付申請

要望採択の団体には、補助金交付申請の手続きを案内します。

補助金交付申請の際は、下記の書類等を添付ください。

- ① 補助金交付申請、収支予算書
- ② 協定書
- ③ 事業実施承諾書
- ④ 位置図、事業概要図、現地写真
- ⑤ 1つの支出が2万円以上の場合は見積書（作業日当を除く。）
- ⑥ 備品購入の場合はカタログ（備品等購入の場合）

4. 事業実施

事業着手は、交付決定通知書の日以降とし、経費の支払いも通知日以降が対象となります。

5. 事業計画の変更

事業内容、補助金額に変更がある場合は、補助金変更交付申請書の提出をお願いいたします。事業内容が大幅に変更する場合は、事前に協議をお願いいたします。

ただし、実施回数、委託内容など事業内容に変更が無く、補助金の額が交付決定額の3割以内の減額である場合は、提出は不要といたします。

6. 実績報告書

事業の完了日は、事業に係る対象経費の**最終支出の領収日**となります。

事業実績報告を事業終了の日から30日以内に提出ください。

実績報告の際は、下記の書類を提出ください。

- ① 実績報告書、収支決算書
- ② 位置図、事業概要図、領収書の写し等
- ③ 実施状況写真（着手前後、日当支出の場合は実施日毎に集合写真必要）

7. 補助金の請求

町は実績報告書の提出を受けた後、内容を確認し、実施団体に補助金交付額確定通知書を送付いたします。併せて請求書を送付いたしますので、金額等確認のうへ請求印を捺印していただき提出頂きますようお願いいたします。

概ね請求日から20日以内での支払いとなります。

令和 5 年 月 日

神河町長 山名 宗悟 様

所在地 神河町

団体名

代表者名



神河町農地を守る活動推進事業要望書

令和5年度神河町農地を守る活動推進事業について、下記のとおり要望いたします。

記

1 事業種別 ・農地の復元等 ・農地の利活用

2 事業実施場所 神河町 大字..... 字..... 地番.....

3 事業地農地所有者名

※所有者又は相続人の承諾必要

4 実施時期 令和 年 月 ~ 令和 年 月

5 実施事業内容 1. 支障物撤去 2. 伐根 3. 草刈り
4. 耕起 5. 景観作物等の作付け 6. その他

6 事業の具体的な内容

※ 提出締め切り 令和5年5月25日(木) 提出先 農林政策課 藤原

地域計画(人・農地プラン)の策定について 【農林政策課】

○令和5年4月1日から「人・農地プラン」が「地域計画」として、法定化されました。

神河町では、農地のある39集落で、令和7年3月末までに策定することが求められています。

1 「地域計画」策定の趣旨・目的

これまで“守ってきた”農地のうち、将来にわたって“守るべき”農地を確実に利用し、次の世代に引き継いでいくため、
 「将来、地域の農地を誰が利用し、守っていくのか」、
 「地域農業を支える環境をどのように維持・発展していくのか」
 について、農業者、農地所有者だけでなく、地域に関わる若者や住民等の幅広い関係者を巻き込み、一体となって地域の課題について話し合い、将来の農地利用の姿を明確化し、実現を目指します。

2050年の人口増減状況
(2010年との比較)

【出典】国土交通省

2 「地域計画」策定・実現の流れ

現状把握
誰がどこを管理しているのか明確化

協議の場

地図にして見える化

線引き
どこを守るのかを明確化

農業上の利用が行われる区域

保全等を進める区域

今作ろうとしている地図

目標地図
とりあえず目指す姿を明確化

ゆるやかに農地を集約・集積

守るべき農地を誰が担うか検討

個人E, 個人D, 個人C, 法人A, 営農B

今後検討

随時見直し可

計画の実現

集落		
営農B		法人A
農業支援		今後検討

草刈り・水管理等は農業者と地域住民で協働

○これまでの流れ

R4.12月 神河町地域計画策定方針(案) → 自治協のブロック単位で計画を策定(2月区長会で報告)

R5.1月～3月 農業委員会で方針(案)を協議 → ブロック単位での策定は困難

主な意見 ・地域計画は、集落単位(現状)で考える方が良い。

・他の集落と協議、検討する機会があることは良いこと。

○現時点での方針(案)概要

農地のある39の集落ごとに「目標地図(=地域計画)」を作る。「村の目標地図」

既に実質化プランのある集落から「村の目標地図」作りを進める。

5月以降、策定順位の高い集落(ブロック)から説明会を実施(予定)。

ブロックごとに「村の目標地図」をまとめ、「ブロックの目標地図」を作る。

イメージ			
A村の 目標地図	(B/A)	B村の 目標地図	C村の 目標地図 (F)
D村(担い手なし)の 目標地図		E村(維持困難)の 目標地図	F村の 目標地図
ブロックの目標地図			
<p>1.集落ごとに目標地図を作る</p> <p>2.ブロックで持ち寄り、つなげる</p> <p>3.村境(点線)等で調整(そのまま可)</p> <p>・D村の農地をどうするか→全体で検討</p> <p>・E村現状維持困難→全体で検討</p>			

地区	策定 順位	人・農地プラン						担い手		自治協	農業 委員会	多面的			中山間	
		実質化完了			要件			実質 化 プ ラ ン 有	担い 手 有			中心経営体 中心経営体となりうる者	活動 状況	資源 管理 構想 (※1)		
		実質 化と 判断	作成 済	時期	ア ン ケ ー ト	地 図 化	話 し 合 い									担い 手 有
新田	①		○	R2	○	○	○	○	越知谷 新田 作畑 大畑 越知 岩屋	越知谷	越知谷	広				
作畑	①		○		○	○	○	○				○	広			
大畑	①		○		○	○	○	○				○	広		○	
越知	①		○		○	○	○	○				○	広		○	
岩屋	①		○		○	○	○	○				○	広		○	
根宇野	③							○	根宇野営農組合	粟賀北	粟賀北	広				
山田	②	○		R1	○	○	○	○	株式会社 山田営農 (認)			広				
中村	②	○		R1	○	○	○	○	株式会社 中村営農 (認)			広				
粟賀町	③				○				粟賀町営農組合、アグリハイパーショウ神河(株)			広				
福本	③				○				農事組合法人 福本営農 (認)			広				
貝野	③							○	貝野営農組合、廣納佳則 (認)	粟賀南	粟賀南	広				
寺野	②		○	R2	○	○	○	○	廣納佳則 (認)			広				
柏尾	②		○	R2	○	○	○	○	柏尾営農、(農法)東柏尾営農 (認)、廣納佳則 (認)			広				
加納	②		○	R2	○	○	○	○	加納営農組合			広				
東柏尾	②		○	R3	○	○	○	○	農事組合法人 東柏尾営農 (認)			広				
吉富	①	○		R1	○	○	○	○	農事組合法人 吉富営農 (認)	大山	大山	広				
杉	①	○		R1	○	○	○	○	農事組合法人 杉営農 (認)			広		○		
大山	①	○		R1	○	○	○	○	農事組合法人 大山営農 (認)			広	○	○		
猪篠	①		○	R3	○	○	○	○	藤原嘉朗 (認)、吉井亮司 (認新)			広		○		
新野	②		○	R1	○	○	○	○	株式会社 新野営農 (認)	寺前	寺前東	広				
野村	②		○	R2	○	○	○	○	野村営農組合、譜久原朝二 (認新)			広				
比延	②	○		R1	○	○	○	○	(株)ヤマウチ (認)			広				
寺前									なし			不参加				
鍛冶	③				○				鍛冶営農組合、(株)ヤマウチ (認)			広				
大河	②		○	R3	○	○	○	○	農事組合法人 大河営農			広		○		
上岩	③								(株)ヤマウチ (認)、藤原 傑 (認新)			広				
高朝田	③				○				高朝田営農組合、(株)ヤマウチ (認)	小田原	寺前西	広				
宮野	①		○		○	○	○	○	(株)ヤマウチ (認)、加門和弘 (認)、譜久原朝二 (認新)			広	○			
南小田	③								(株)ヤマウチ (認)、南小田営農組合			広		○		
上小田									倉橋大輔、井口良文、岸口 徹、岸本孝司、正城宣幸、高橋英樹	広		○				
川上									なし	長谷	長谷	広				
大川原	③				○				大川原営農組合			広		○		
本村	②		○	R2	○	○	○	○	本村営農組合			広				
赤田	②		○	R2	○	○	○	○	赤田営農組合			広		○		
重行									なし			不参加				
栗									なし			不参加				
渕	②		○	R1	○	○	○	○	藤原 傑 (認新)			不参加				
為信									なし			不参加				
峠									なし	不参加						
		6	17											11		

- 策定順位
- ① 実質化プラン有、中心的担い手有、ブロック内全集落が同じ条件
 - ② 実質化プラン有、中心的担い手有
 - ③ 実質化プランなし、中心的担い手有
 - 未定 実質化プランなし、中心的担い手なし

令和 5 年 4 月 2 4 日

各 区 長 様

神河町緑化推進委員会
会長 山 名 宗 悟

緑の募金への協力方について（ご依頼）

春暖の候、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、緑の募金運動につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。緑あふれる美しい町づくりは、町の目標であり、かけがえのない森林や緑を守り育てていくため、緑の募金運動の積極的な展開が望まれています。

つきましては、本運動への協賛及び町内緑化を推進するための基金として、緑の募金にご協力いただきますようお願いいたします。

緑の羽根・預金口座（JA）への振込依頼書、振込依頼書記入例、パンフレットは、町広報と同時にお届けさせていただきます。

なお、昨年度からパンフレットの数を減らして配布しておりますので、回覧等でお使いください。足りない場合はお手数ですが、下記連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

○募金額の目標 35万円（目安としては羽根1本、100円程度となります。）

ご協力いただける区は6月9日（金）までに下記口座へ振り込みをお願いします。

（現金を持参される場合はお手数ですが、農林政策課までお願いします。）

口座情報			
口 座	JA兵庫西	寺前支店	普通 0015988
フリガナ	カミカチヨリヨツカスイシイカイ		
名 前	神河町緑化推進委員会		

※ JA兵庫西 振込依頼書に必要事項をご記入ください。（記入例を参考にしてください。）

※ 令和4年1月4日よりJA兵庫西で硬貨を入金の際、取扱枚数によって手数料が発生するようになりました。手数料が発生する場合は、募金額から差し引いてお振込みください。

○ 募金の使途について

募金全額を（公社）兵庫県緑化推進協会へ納入し、うち約半額が緑化推進交付金として、神河町緑化推進委員会に交付されます。この交付金は、町の緑化事業（苗木の配布等）に運用させていただく予定です。

お問合せ先 農林政策課 松田 TEL 34-0960

(公 印 省 略)
2023 (令和5) 年4月24日

各区長 様

神河町人権文化推進協議会
会 長 井 上 智 博

神河町教育委員会
教育長 入 江 多 喜 夫

2023年度「地区別人権教室」開催に伴う事前研修会の開催について(ご依頼)

春暖の候、皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、神河町の人権教育・啓発事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も「人権尊重のまちづくり」に向け、人権感覚を磨き、人権意識を高めることのできる貴重な学習の場として「地区別人権教室」の開催を予定しております。

実施に向けては、区長様をはじめ、老人クラブ会長、人権文化推進員といった各区のリーダーである皆様にご協力をいただきながら、実のある「人権教室」をめざしております。

つきましては、「地区別人権教室」開催に先立ち、皆様を対象とした事前研修会を下記のとおり開催させていただきますので、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 2023 (令和5) 年6月10日(土) 午前9時から
(受付開始：午前8時30分)
- 2 会 場 神河町中央公民館 グリンデルホール
- 3 対 象 各区長、老人クラブ会長、人権文化推進員
- 4 内 容 ・本年度の町人権教育、啓発について
・「地区別人権教室」の運営について
・ビデオ研修 『バースデイ』 37分

【問合せ・連絡先】

神河町教育委員会教育課 宮本、佐想
TEL 34-0212
FAX 34-0645



神河（議）第16号
令和5年4月24日

各 区 長 様

神河町議会
議長 小 寺 俊 輔



令和4年度区長会との意見交換会での課題に対する議会の取組について

令和5年1月24日、27日に区長会との意見交換会を実施し、その意見交換会で区長様からいただきましたご意見、ご提案を議会運営委員会及び全員協議会で協議いたしました。

協議の結果、下記のとおり議会として取り組んでいくことを決定しましたので、ご報告いたします。

記

1. 意見交換会でのテーマ

【議会】

- ① 議員のなり手不足
- ② 女性議員の創出

【区長会】

- ① 区長会と町議会の連携
- ② 人口減少に対する対応（移住・若者世帯施策）

2. ご意見、ご提案に対する回答

Q 全区で意見交換会を開催できないか。

A 行政区に限らず各種団体、少人数グループ等と意見交換会を開催いたします。議会だよりと一緒に募集案内を全戸配付し、開催希望団体を募集する予定です。

Q 町長懇談会に議員も出席してほしい。

A 町長に申し入れをし、町長からは前向きに検討していただける旨の回答がありました。

Q 区長会と議会との懇親会の開催をしてほしい。

A 議会としては区長会がよろしければ喜んで開催したいと考えております。

Q 議員に相談できるシステムをつくってほしい。

A LINEなどのSNSを活用した相談システムができないかを広報公聴活動調査特別委員会で調査、検討することに決定しました。

※ その他町の施策に対する提案や意見については、各常任委員会で執行部に対し意見、提案し、その結果を議会だよりに掲載するようにしていきます。

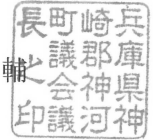


神河（議）第17号
令和5年4月24日

各 区 長 様

神河町議会

議長 小 寺 俊 輔



神河町議会との意見交換会開催希望団体の募集について（お願い）

麗春の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、神河町議会に対する格段のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、神河町議会では、町民の多様な意見を把握し、政策立案、政策提言等の強化に努め、住民福祉の向上につなげていくため、町内で活動されている団体やグループ等を対象に『町民と議会の意見交換の場』として意見交換会を開催しています。

つきましては、下記及び別紙に記載の申込方法等をご覧いただき、各区住民各位への周知について、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、意見交換会についてのお問い合わせ及びお申し込みは、役場議会事務局までお願い申し上げます。

記

1. 対象団体 町内で活動している団体、グループ等
2. 議 題 ①町政に関すること
②町議会に関すること
③その他議会と懇談したいこと
3. 申込方法 神河町議会意見交換会開催申込書（別紙）に必要事項を記入の上、開催予定（希望）日の1か月前までに議会事務局へ提出をお願い申し上げます。
※申込書は町のホームページからダウンロード可能です。
4. そ の 他 提出いただいた申込書を議会の全員協議会で協議し、開催の有無を申込者へ通知します。
※テーマや開催時期によっては、お受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. お問い合わせ・お申し込み先

神河町役場 議会事務局

TEL 0790-34-0213 / FAX 0790-34-0034

神河町議会議長

様

団体等名

代表者住所

氏名

印

電話番号

神河町議会意見交換会開催申込書

神河町議会意見交換会実施要綱第2条第3項の規定により、下記のとおり意見交換会の開催を申し込みます。

記

1 会議内容（概要）

2 希望日時

第1希望	令和	年	月	日（ ）	時	分～	時	分
第2希望	令和	年	月	日（ ）	時	分～	時	分
第3希望	令和	年	月	日（ ）	時	分～	時	分

3 参加予定人員 人

4 開催場所（希望する会場名）

5 その他

申込先：神河町議会事務局 電話 0790-34-0213
FAX 0790-34-0034

「議会との意見交換会」 開催希望団体を募集します！

～皆さんの意見をお聞かせください～

地域の声を政策に反映させるため、
町内で活動されている団体やグループ等を対象に
意見交換会の開催を希望する団体を募集します。



対象団体

町内で活動している団体、グループなど
(少人数でも大丈夫です)

開催日時 ・場所

申込書に記載された希望日時及び場所をもとに、
協議のうえ決定します。

テーマ

- ① 町政に関すること
- ② 町議会に関すること
- ③ その他議会と懇談したいこと

申込方法

「神河町議会意見交換会開催申込書」に必要事項を記入の上、開催予定
(希望)日の1か月前までに議会事務局へ提出してください。
*申込書は町のホームページからダウンロード可能です。

開催通知

議会の全員協議会で申込書の内容を協議し、開催の有無を決定します。
*テーマや開催時期によっては、お受けできない場合がありますので、
あらかじめご了承ください。

お申し込み・
お問い合わせ先

神河町役場 議会事務局

Tel 0790-34-0213 / Fax 0790-34-0034

Email : gikai@town.kamikawa.hyogo.jp

区長会資料

**令和5年度
一般会計当初予算の概要**

**令和5年4月24日
総務課財政担当**

令和5年度 会計別当初予算額の状況

(単位：千円)

会計区分		令和5年度当初予算		令和4年度当初予算		当初予算増減額		増減率 (%)	
		総額	一般財源	総額	一般財源	総額	一般財源	総額	一般財源
1. 普通会計		9,191,837	6,283,651	8,583,827	5,970,544	608,010	313,107	7.1	5.2
内 訳	(1) 一般会計	9,084,000	6,295,384	8,467,000	5,980,482	617,000	314,902	7.3	5.3
	(2) 介護療育支援事業特別会計	64,173	0	58,054	0	6,119	0	10.5	0.0
	(3) 産業廃棄物処理事業特別会計	52,505	0	65,326	0	△ 12,821	0	△ 19.6	0.0
	(4) 寺前地区振興基金特別会計	2,509	0	2,918	0	△ 409	0	△ 14.0	0.0
	(5) 長谷地区振興基金特別会計	2,383	0	2,467	0	△ 84	0	△ 3.4	0.0
	単純計	9,205,570	6,295,384	8,595,765	5,980,482	609,805	314,902	7.1	5.3
2. 国民健康保険事業特別会計		1,386,257	0	1,366,363	0	19,894	0	1.5	0.0
3. 後期高齢者医療事業特別会計		206,315	0	198,217	0	8,098	0	4.1	0.0
4. 介護保険事業特別会計		1,488,546	0	1,509,523	0	△ 20,977	0	△ 1.4	0.0
5. 土地開発事業特別会計		87,636	0	89,192	0	△ 1,556	0	△ 1.7	0.0
6. 訪問看護事業特別会計		156,820	0	144,083	0	12,737	0	8.8	0.0
7. 浄化槽事業特別会計		61,610	0	55,009	0	6,601	0	12.0	0.0
小 計	純計	12,579,021	6,283,651	11,946,214	5,970,544	632,807	313,107	5.3	5.2
	単純計①	12,592,754	6,295,384	11,958,152	5,980,482	634,602	314,902	5.3	5.3
企業 会計 ②	水道事業会計(3条支出予定額)	421,139		414,260		6,879		1.7	
	下水道事業会計(3条支出予定額)	613,431		626,497		△ 13,066		△ 2.1	
	公立神崎総合病院事業会計(3条支出予定額)	3,618,567		3,510,138		108,429		3.1	
総合計 ①+②		17,245,891		16,509,047		736,844		4.5	

(注) 普通会計は、一般会計、特別会計間の繰り入れ、繰り出しを純計したものである。

令和5年度神河町一般会計等予算概要説明書

1. はじめに

第111回神河町議会定例会の開会にあたり、令和5年度の予算並びに諸議案のご審議に合わせて、私の町政に対する所信の一端を申し述べます。

改めまして、新年度を迎えるにあたりまして、これまでの町政課題の取組に対し、町民の皆様をはじめ、職員、議員の皆様、そして各方面の皆様の絶大なるご理解ご協力を賜り、町政運営ができましたこと、心より感謝申し上げます。

新年度におきましては、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類になることを受け、基本的な予防対策を実施していきながら、コロナ以後を見据えた施策を強力に推進してまいります。

また、混迷するウクライナ情勢等を背景とした物価高騰や円安による地域経済、住民生活への影響に対しまして、国、県の動向と連携しながら対処してまいります。

さて、本年度は、旧栗賀小学校の跡地に、公園・図書コミュニティ施設の建設に着手いたします。若者世代、子育て世代から高齢者世代まで、「ゆっくりとした時間や空間を感じる」ことが出来る多世代交流型の施設を目指してまいります。

そして、SDGsの理念である持続可能なまちづくり、カーボンニュートラルをキーワードに2050神河将来ビジョンの実現に向けたまちづくりへ一歩を踏み出してまいります。30年後こんなまちでありたいという姿をイメージして、そこから逆算して今何をすべきかをしっかりと考え、地方創生事業に戦略的に反映していくことが極めて重要です。その中でも神河町の87%を占める山林、山の再生が不可欠です。

森林が持つ経済的な価値、近年の豪雨災害から地域を守る保水機能、そして野生動物の生息の場の保全であり、この森林の恵みを改めて享受する仕組みづくりが、持続可能なまちづくり、住み続けられるまちづくり、そしてSDGsの理念につながっていくものと考えています。

地域創生事業である若者定住・教育・福祉の増進をはじめ、物価高騰や円安による地域経済の回復に向けた取組みを推進し、活力あるまちづくりを創造してまいります。

さらに、喫緊の課題となる赤字ローカル線（JR 播但線の寺前駅から和田山駅間）の維持に向けた様々な取組みを県、沿線自治体と一体的に取り組み、拡大展開してまいります。

最後に、引き続き「継続さらに発展」をキーワードに

- ① 安全・安心がさらに広がるネットワークづくり
- ② 住んでよかったと思えるまち・ひとづくり
- ③ 未来に希望が持てるまちづくり

を柱に、地域・住民の皆様と一緒に神河町の元気づくりに取り組んでまいります。

引き続き、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2. 国の動向

国の令和 5 年度予算案は、一般会計の総額は、防衛費の大幅増により、前年度比 6.3%増の 114 兆 3,812 億円と 11 年連続で過去最高を更新し、初めて 110 兆円を超えました。

歳入は、新型コロナ禍からの景気回復及び税収の伸びを見込んで、新規国債発行額は 2 年連続で減少。歳出では、防衛費に加え、社会保障関係費、少子化対策、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現、防災・減災対策への充実に向けた施策に重点配分されています。

地方財政対策については、一般財源総額は水準超経費を除く交付団体ベースで、62 兆 1,635 億円（対前年度比 1,500 億円増、0.2%増）を確保。地方交付税の総額は、18 兆 3,611 億円（同 3,073 億円、1.7%増）、臨時財政対策債は、9,946 億円（同 7,859 億円、44.1%減）と大幅に抑制されています。

また、「地域デジタル社会推進費」は事業期間を令和 7 年度まで延長するとともにマイナンバーカード利活用特別分を増額、「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費」に名称変更した上で、これと地域デジタル社会推進費を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費」が創設されています。

また、地方団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設するとともに、自治体施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政費が増額されています。

「地域社会再生事業費」を継続するなど地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための財政措置がなされています。

次に地方自治関係予算では、

○デジタル変革への対応、グリーン化の推進、活力ある地域づくりの実現として、①自治体 DX の推進、地域デジタル基盤の活用、②分散型エネルギーシステムなど地産地消の取組促進、③地域おこし協力隊等の充実、④デジタル人材の確保・定着支援

○防災・減災・国土強靱化の推進の実現では、①ケーブルテレビの光化による耐災害性強化、②Lアラートの活用推進、③緊急消防援助隊の充実強化、④消防団や自主防災組織等の充実強化など地方支援の予算が計上されています。

3. 神河町の財政状況

令和 3 年度決算において、財政の健全性を示す健全化判断比率のうち実質公債費比率については令和 2 年度から 1.9 ポイント下回り 12.5%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については 6.5 ポイント改善し 85.3%となりましたが、両比率とも依然として類似団体より高い水準で推移し、「起債余力」「弾力性」が弱く財政構造の『硬直化』に歯止めがかかっていない状況が続いています。

また、一般会計の財政調整基金の令和 3 年度末残高は 16 億 323 万 2 千円、令和 4 年度末の残高見込は 17 億 9,132 万 2 千円で、新型コロナウイルス感染症にかかる国の補正予算等財政支援の効率的な財源、地方交付税で元利償還費用の措置のある過疎対策事業等を有効に活用し、財政調整基金に頼らない収支均衡予算を目標に少し改善したところです。改めて、「歳入に見合った歳出」「身の丈」にあった予算執行が求められています。

自主財源が乏しく交付税をはじめとする依存財源に依拠せざるを得ない我が町の財政運営の将来を見据えると、大きな経済環境の変化や財政制度の改正により、たちまち財政逼迫に見舞われることも容易に想像されます。

また、加速化する人口減少社会、新型コロナウイルス感染症以降の生活様式の変化、数ある公共施設の老朽化の進行、ごみ処理施設、消防署の更新等広域行政への対応、近年増加傾向にある病院経営への繰出等による行政需要の増加に対応して行くには、「事務事業の効率化、各施設の健全運営」と「財政規律の堅持」「財政運営の質の向上」すなわち、適時適切な選択による重要施策への財源配分と効率的な執行が、ますます重要になってまいります。

当町の抱える課題である「モノ」「ヒト」「カネ」、『公共施設及びインフラ資産の老朽化・更新問題』『人口減少、少子高齢化問題』『これら歳出圧力に対応する財源確保問題』を乗り切るため、引続き、標準財政規模（身の丈）から大きく膨れ上がった予算総額の縮小と併せて、財政調整基金に頼らない、そして過度に地方債に依存しない予算編成を基本に据え、安定した健全な財政運営に取り組んでいかなければなりません。

4. 町政運営の基本方針

令和5年度の町政運営は、「継続さらに発展」をキーワードに

- ①安心・安全がさらに広がるネットワークづくり
- ②住んでよかったと思えるまちづくり
- ③未来に希望が持てるまちづくり

を指針として、2050神河将来ビジョンの実現を目指し、第2次神河町長期総合計画を柱として、引続き地域創生総合戦略を中心とした最重点施策に積極的に取り組むとともに、財政課題である健全な財政運営の確立に配慮しながら、『持続的発展』を目標に町政運営に取り組んでまいります。

第2次神河町長期総合計画の基本構想の内容を踏まえ、①「安全安心のまちづくり」、②「交流から関係（神河町を応援してくださる人を増やす）そして定住」、③「子育て環境の充実」、④「山林・農地の活用による雇用創出」、の推進に引き続き取り組んでまいります。

また、神河町の更なる発展は、町の面積の87%を占める山林の有効活用と農業の再生が不可欠です。山林、農地を中心とした「まちの再生」、2050神河将来ビジョンの実現に向けたまちづくりへ一歩を踏み出してまいります。

そして、第2次神河町行財政改革大綱の基本である「将来にわたって持続可能な神河町を創りあげる」ため、予算総額の縮小と財政負担の平準化に向け、今後の施設維持管理の方針を示した「神河町公共施設等総合管理計画」、各施設の個別計画に基づき「公共施設の適正な在り方」を町民の皆様のご意見も伺いながら進めてまいります。

さらに、各行政区の活動を支援し、人口減少からの活性化につながる共通の仕組みとして、町民のまちづくりプラットフォーム「地域自治協議会」を令和6年度中には全7行政ブロックで立ち上げ、神河町の元気づくりと持続可能な地域づくりに取り組

んでまいります。

町長就任以来、私が基本としております町民の皆様一人ひとりの意見を大切に町政の推進を図ることで、町民の皆様常に町政に関心を持っていただくとともに、自分たちこそがまちづくりの担い手であるという意識を持っていただけるよう努めてまいります。

最後に、「ハートがふれあう住民自治のまち」の実現に向けて、「ハートが安らぐまちづくり」、「ハートが賑わうまちづくり」、「ハートが繋がるまちづくり」を基本とし、町民の皆様とともに「大好き！私たちの町 かみかわ」をしっかりと共有し、町政運営に取り組んでまいります。

5. 令和5年度の予算編成

令和5年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度比6億1,700万円、7.3%増の90億8,400万円の大型予算案を編成いたしました。

予算の編成にあたっては、令和3年度決算における財政状況と認定における指摘事項に留意しながら、財政調整基金に頼らない、そして過度に地方債に依存しない予算編成を基本に据えながらも、喫緊の行政課題に対応するため、積極的に財源配分を行いました。

人口減少による税収等の増加が見込めなくなる一方、高齢化による社会保障費の増加や、老朽化した公共施設の更新等、限られた財源の中で、より厳しい財政運営が求められた予算編成となりましたが、第3次神河町行財政改革大綱のテーマでもあります「地方創生の流れに乗った一歩踏み込んだ改革」を意識した課題の選択と集中に取り組んだ予算案となりました。

歳入では、財政調整基金の繰入を最小に留め、実質公債比率の悪化につながらないように過疎・辺地債など有利な起債を活用し、引き続き地方債の発行抑制に努めました。また、国、県の動向に注視しながら、デジタル田園都市国家構想交付金、躍動する兵庫応援事業補助金などを活用し財源確保に努めました。

歳出につきましては、大型投資になります旧栗賀小学校の跡地整備、公園・図書コミュニティ施設の建設を予算計上し、デジタル田園都市国家構想交付金、過疎対策事業債を財源活用し進めてまいります。

また、2050神河将来ビジョンの実現に向けその核となる農林業の再生推進事業を新規計上し、積極的に進めてまいります。

区からの要望事業の継続と、特に河川内の環境整備として樹木再繁茂抑制対策工事等抜本的な対応策を実施してまいります。

さらに、喫緊の課題となる赤字ローカル線（JR 播但線の寺前駅から和田山駅間）の維持に向けた取組みとして、播但線利用者に対する特急、団体、遠距離通勤・通学に対する補助、駅前下水道カラーマンホールの整備、電気自動車のシェア事業、長谷駅構内の環境整備等を予算計上しました。

地域創生事業である若者定住・教育・福祉の増進をはじめ、物価高騰や円安による地域経済の回復に向けた取組みを推進する予算を編成しました。

本予算の執行に当たりましては、効果的・効率的な予算の執行及び管理に努めてま

います。

6. 主要施策の取り組みについて

これから、ご審議をいただきます、令和5年度当初予算案は、別冊のとおりで、ここでは最重点施策の「2050 神河将来ビジョン」「神河町地域創生総合戦略」と「第2次神河町長期総合計画の6つの基本目標」に沿ってその主な概要を説明いたします。

～ 最 重 点 施 策 ～

「2050 神河将来ビジョンのまち全体のめざす姿」

～変わらない風景を未来の世代へ～

「①山の再生と保全・活用」

計画的な針葉樹の主伐・再造林、間伐等を着実に行うことや広葉樹化を進めるなど、さらに魅力的な山林・里山として再生し、環境を保護するとともにその価値を高め、景観形成や災害防止、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、林産物の供給など、多面的な機能を活用します。

「②川の再生と保全・活用」

水源のまちとして下流域を含めた河川の水質改善に向けた取組や水害対策などの安全性の確保によりアユ、アマゴなど、昔ながらの川からの恩恵を受けられる環境へと再生し、その価値を高めます。

「③農・田園環境の保全・活用」

田畑や里山、水路など美しい田園環境について農業従事者や地域の理解と協力、デジタル技術の導入等により効率的・効果的に保全しながら有効に活用します。

「④歴史的景観の保全・活用」

銀の馬車道街道や福本遺跡を核とした関連遺跡区域などの歴史的景観について地域の理解と協力のもとで適切に保全しながら、住んでいる人、訪れた人にとって魅力を感じられる資源として有効に活用します。

「⑤環境保全・再生可能エネルギー等の活用」

大気汚染や水質汚濁など環境への悪影響を及ぼすことがないように、生活や事業活動を行うとともに再生可能エネルギー等の導入などによる脱炭素化やエネルギーの地産地消による地球にやさしい地域づくりを行います。

「⑥環境・景観を守るための人づくり」

山、川、田園の環境や景観を守り、活かすことができるよう、住民一人ひとりの意識を高め、地域に伝わる山林や川の管理・保全の方法を次世代に継承していくとともに地域コミュニティ組織や集落営農組織、環境保全に関わる団体などの組織づくりや人材育成を行います。

「神河町地域創生総合戦略」

地域創生総合戦略の核となる若者世帯向け住宅施策や移住定住施策を継続し、4つの基本項目「①豊かな自然を活かし、安定した仕事を創造する」、「②地域の魅力を高め、交流から定住につなげる」、「③希望をもって結婚・出産・子育てできる社会を実現する」、「④安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する」を継承しながら、人口減少の中でも「兵庫の真ん中でキラリと光るまちづくり」を進めてまいります。その基本的な取組み方向は次のとおりです。

「①豊かな自然を活かし、安定した仕事を創造する」

本町の地域特性である、清流や高原といった豊かな自然環境、大都市からもアクセス良好な優位性を活かし、引き続き農林業や商工業の維持・発展・強化を図るとともに、魅力ある観光地づくりや新規創業支援や企業誘致を積極的に推進します。

「②地域の魅力を高め、交流から関係、そして定住へとつなげる」

大学連携、木造インターンシップや田舎暮らし体験など、さまざまな地域づくり活動に参加される方に向け町の魅力を伝え、関係人口として地域づくりの担い手に発展できるように努めます。

また、若者向け住宅施策や移住施策を促進するとともに、定住後の相談業務なども推進します。

「③希望をもって結婚・出産・子育てできる社会を実現する」

若者世帯向け各種住宅施策を継続して取り組むとともに、縁結び事業の推進を図ります。また、出産・子育てしやすい環境づくりとして、就労と子育てが両立できる環境整備や、病児・病後児保育サービスの実施などにより、安心して子育てできる環境整備に努めます。

「④安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する」

人口が減少していく中、第2期神河町人口ビジョンで設定した2040年には7,832人、2060年には5,463人を目標として、兵庫県が策定した「兵庫2030年の展望」にある基本方針①「未来の活力」の創出、②「暮らしの質」の追求、③「ダイナミックな交流・還流」の拡大、合わせて「ひょうごビジョン2050」と連動させた「2050神河将来ビジョン」の実現により、将来に渡って持続可能なまちづくりを目指します。

～ 第2次神河町長期総合計画

「3つの基本的な考え方」と、「基本目標（6本柱）」～

「ハートが安らぐまちづくり」

① 郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる

(子育て、教育、生涯学習・スポーツ、歴史・文化)

本町の年間出生数は、平成 27・28 年に地域創生総合戦略の目標値である 80 名に近づいたものの、それ以降減少傾向に転じており、相当な危機感を持った取組みが必要となっています。国が進める「出産・子育て応援施策」と連動し、これまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じた創意工夫に基づく柔軟な仕組みづくりが求められています。

より効果的な施策を見極めながら、安心して子どもを生み、子育てできる環境づくりに向け、引き続き総合的な対策を進めてまいります。

妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的なサポートでは、「子育て世代包括支援センター」での切れ目のない支援の充実を図ってまいります。スマートフォン用「母子健康手帳アプリ」を活用して、予防接種スケジュール管理や母子健診等の情報発信を充実していきます。

神崎郡 3 町による病児病後児保育につきましては、公立神崎総合病院内の施設を活用し、病院と連携した取組を進めていきます。

保育所や幼稚園での幼児教育につきましては、国の施策である幼児教育・保育の無償化の確実な実施と併せ、引き続き、ニーズに応じた質の高い保育や教育の提供に努め、充実を図ってまいります。

学校教育につきましては、第 3 期かみかわ教育創造プラン(令和 3～6 年度)を基本とし、神河町の教育をめぐる現状と課題を踏まえ、実施・検証を見通した「ふるさとを愛し心豊かで自立する、神河の人づくり」を基本に、よりよい教育環境の充実と知徳体の調和の取れた教育の推進に努め、ふるさと神河への愛着と誇りを持った心豊かな人材を育ててまいります。

学校の適正規模・適正配置は、長谷小学校について、今後の具体的方向性を、地域 P T A・学校・行政を交え引き続き協議を進めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消のもと地域の食材を増やし、栄養バランスのとれた安全・安心な給食の提供をしてまいります。また、給食センターの維持管理については、市川町との給食センターの共同運営について、令和 7 年度を目途に協議を進めてまいります。

神河町の将来を担う青少年の健全育成では、青少年補導委員会を中心に関係機関の連携協力のもと、その活動の充実・強化を図ってまいります。

神河町の文化財を活用した地域づくりについて、引き続き推進していくとともに、町史編さんを重要施策と位置付け、神河町らしい特色のある町史の作成を町政 20 周年の令和 7 年より順次発刊を目指し引続き取り組んでまいります。

生涯教育や芸術・文化の振興につきましては、事業の在り方を踏まえ、公民館を拠点に、要望やニーズに沿った教室を設け、引き続き学習機会を提供し、一般公演についても町民の皆様に喜んでもらえる内容を検討しながら開催してまいります。

また、中央公民館「大ホール」の設備環境整備については、効果的、効率的な運営を検討しながら、年次計画を作成し財源充当の平準化を図りながら進めてまいります。

社会教育・社会体育施設につきましては、各施設の運営に支障を来さないよう配慮しながら、住民の皆様に、健康づくりの拠点として利用していただけるよう適切な維持管理に努め、更に各種教室やスポーツ大会の開催を通したスポーツの振興にも取

り組んでまいります。

スポーツをはじめ各分野で活躍する「かみかわっ子」を広く紹介するとともに情報発信に努め、地域への愛着の育みを応援していきます。

・子どもを健やかに生み育てる支援金事業	4 2 0 万円
・出産お祝い品贈呈事業	1 8 万円
・新規：第3期子ども・子育て支援事業計画書策定	1 9 4 万円
・病児病後児保育事業	1 4 9 万円
・幼児教育・保育無償化実施円滑化事業	8 6 万円
・児童手当事業	1 億 3, 8 6 4 万円
・保育所運営事業	2 億 3, 6 5 9 万円
・子育て世代包括支援センター事業	1 4 3 万円
・問題を抱える子ども等の自立支援事業	6 0 6 万円
・スクールソーシャルワーカー事業	9 1 万円
・スポーツ・文化競技大会出場激励金	9 0 万円
・「かみかわっ子」ふるさと育成事業	3 3 9 万円
・小学校管理、施設修繕整備事業（3校）	7, 0 0 1 万円
・中学校管理、施設修繕整備事業（1校）	4, 7 2 5 万円
・幼稚園管理、施設修繕整備事業（3園）	7 3 1 万円
・自然学校推進事業	3 1 7 万円
・小学校要保護・準要保護児童、特別支援学級就学援助事業	3 7 8 万円
・中学校要保護・準要保護児童、特別支援学級就学援助事業	5 6 2 万円
・スクール・サポート・スタッフ配備事業	1 3 1 万円
・幼稚園預かり保育事業	1, 3 2 8 万円
・学童保育クラブ事業	2, 6 0 5 万円
・文化財(保存、計画、発掘調査)	1, 0 2 6 万円
・町史編纂事業	1, 3 1 7 万円
・全日本愛瓢会神河町大会事業	3 6 5 万円
・二十歳の集い	7 0 万円
・公民館事業（シニアレッジ、教室、文化祭、美術展、公演、図書）	4, 0 3 1 万円
・児童センター管理運営事業	4, 1 8 9 万円
・子育て学習センター事業	1, 0 4 7 万円
・社会体育施設管理事業	1 億 1, 3 1 5 万円
・スポーツ事業（各種教室、大会）	1 7 6 万円
・学校給食事業	8, 1 9 0 万円
等 計	1 2 億 9, 6 4 9 万円

② 安心して暮らせる環境をつくる

（地域福祉、高齢者福祉・介護、障がい者福祉、健康・医療）

本町においては人口減少と少子高齢化が進み、令和5年1月末時点において65歳以上の人口は4,043人で、総人口に占める割合は前年比0.28ポイント増の37.98%

に達し、超高齢化がますます進行しています。引き続き、何歳になっても元気で暮らせるよう地域住民との連携・支えあいを基本とした、福祉・保健・医療の充実を図りながら、健康長寿のまちづくり、そして、誰もが安全・安心を感じられる地域社会の実現に向けた各種の施策を実施してまいります。

また、コロナ禍の中で高齢者の社会参加の機会が減り、体力が減退する等のフレイル（虚弱）が危惧されており、コロナ以後を見据え、地域力の回復と合わせた対策を引続き取り組んでまいります。

さらに、高齢者の暮らしを支えるための取組につきまして、介護予防教室の開催、老人クラブ活動・地域住民グループ活動への支援、人生いきいき住宅助成事業などの施策を継続して実施してまいります。

国民健康保険事業につきましては、より一層の健全な運営を図りながら、国民健康保険被保険者の健康を保持・増進するためのより効果的な保険事業に引き続き取り組んでまいります。

介護保険制度における介護予防・生活支援につきましては、引き続き総合事業の取組の中で、援護を必要とする方のニーズを把握しながら介護予防・生活支援サービスを提供するとともに、認知症高齢者に対する地域での見守りや相談等にしっかりと取り組んでまいります。また、本年度は高齢者福祉計画と併せ介護保険計画の見直し（第9期）を予定しております。

神河町社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネータ業務での地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けて定期的な情報の共有・連携強化の場としての「生活支援協議体」の未設置の区へ引き続き設置の働きかけを積極的に進めてまいります。

地域包括ケアシステムの推進につきましては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、町と関係者間の連携・協力のもと、より適切な支援・サービスを提供していくために引き続き、在宅医療・介護連携推進協議会における3つの部会で協議、検討した具体策を段階的に実施してまいります。また、公立神崎総合病院に設置する神崎郡内3町と神崎郡医師会の連携による「在宅医療・介護連携支援センター」事業を展開してまいります。

障害者福祉の取組につきましては、本年度、障害者計画及び障害者福祉・障害児福祉計画を更新し、個々のニーズに対応した自立支援給付や地域生活支援等の福祉サービスの提供に当たってまいります。また、神河町社会福祉協議会「ひと花」、民間による施設整備への支援など、適切なサービスの利用を進めてまいります。

福祉医療の充実につきましては、引き続き、高校生等までの医療費を無償化し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、団塊の世代の後期高齢入り等変革期を迎えますが、広域連合と連携しながら、さらに適正な実施に努めてまいります。

町民の皆様の健やかな生活を支える保健・医療の取組につきましては、公立神崎総合病院と連携しながら、町民自らの自主的な健康づくりに取り組む意識の形成を図るとともに、町が実施する健康づくりポイント事業や健診への参加者の増加を図ってまいります。また、町ぐるみ健診（特定基本健診）において、本年度から基本健診の自己負担を無料とし、受診率アップを目指します。個々の健康状態を把握すると

ともに、がん検診等による多くの住民のがんや特定疾病の早期発見、早期治療に繋げ、住民の皆さんの健康保持・増進を図ってまいります。

住民の皆さんの救急事態に備え、その応急措置に必要な AED について、各区の拠点施設である集会所等への購入等の補助制度の活用を推進していきます。

また、デジタルを活用した課題解決として、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、急性期医療 ICT 連携ネットワークサービス事業に取り組んでまいります。

この事業は、神河町、神戸大学医学部付属病院、公立神崎総合病院、姫路市消防が連携し、ICT を用いて患者搬送前の情報共有を行い、院到着時の治療対応を迅速かつ効率的に行うものでまた、受け入れ先救急病院で対応が難しい場合、ICT を用いて病院間で情報共有を行うことにより、患者救命率向上を目指すものです。

公立神崎総合病院につきましては、地域の医療を担う中核病院として、引き続き、医療体制に努めるとともに、診療機能の質的向上を図ってまいります。

また、最喫緊の課題である経営改善については、「町病院経営改善対策本部」を設置し、改革・改善に向けた様々な対策や取組みを講じていますが、効果は限定的で、抜本的な改革まで至っていない現況で、町財政にとって大きな負担となっており、依然として厳しい経営環境が続いています。

今後、地域医療の維持・確保に向け、外部評価委員会「神河町病院改革委員会」を設置し、①経営改善、②組織改正、③医療サービス、④経営改善計画及び経営強化プランの策定に向け、危機意識を共有しながら病院と行政が一体となって、経営改善・改革を最加速させてまいります。

新型コロナウイルス感染症による様々な影響については、その対策に万全を期し、引き続き、住民の皆様が安心して暮らせる環境を整備してまいります。

・ 医師確保対策	神戸大学寄附講座設置事業	3,300万円
・ 〃	神戸大学医学研究科腎泌尿器科先端技術 開発寄附金事業	3,000万円
・ 〃	医師修学資金貸与事業(3人)	720万円
・ 防犯対策事業		817万円
・ 公立神崎総合病院会計繰出事業		5億3,070万円
	(補助金4億2,285万円、出資金1億785万円)	
・ 急性期医療連携ネットワークサービス事業		3,000万円
・ 国民健康保険事業特別会計繰出金		7,858万円
・ 介護保険事業特別会計繰出金		2億5,542万円
・ 介護療育支援事業特別会計繰出金(ケアステーションかんだき)		1,173万円
・ 後期高齢者医療制度事業		2億3,897万円
・ 民生児童委員、協力委員事業		566万円
・ 社会福祉協議会運営補助事業		3,188万円
・ 人生いきいき住宅助成事業		468万円
・ 成年後見制度利用促進体制整備推進事業		37万円
・ 特殊詐欺等被害防止対策事業		36万円
・ 老人保護措置事業(養護老人ホーム)		1,242万円

・老人クラブ助成事業	478万円
・長寿祝金事業	109万円
・障害者自立支援給付事業	3億3,443万円
・障害者地域生活支援事業	880万円
・障害者日常生活用具、補装具給付事業	634万円
・障害者、高齢者医療費・乳幼児医療費助成	9,880万円
・心身障害者（児）就学及び職業訓練等助成事業	220万円
・グループホーム利用者家賃助成事業	146万円
・健康づくり対策事業（予防接種、各種検診ほか）	6,514万円
・妊婦健康支援事業	459万円
・乳幼児健診事業	112万円
・新規：出産・子育て応援給付金事業	501万円
・川上・上小田診療所運営事業	631万円
	等 計 19億7,230万円

③ 美しく安全なまちを築く

（自然環境・地域景観、生活環境、地域情報基盤、防災、防犯・交通安全）

「2050神河将来ビジョンのまち全体のめざす姿」は、変わらない風景を未来の世代に引き継ぐことです。

恵まれた美しい山・川・田畑の自然環境、そしてそこに住む人々の地域や生活などあらゆる環境の保全、活用を図ってまいります。

特に、神河町の87%を占める山林の再生は不可欠です。森林が持つ経済的な価値、近年の豪雨災害から地域を守る保水機能、そして野生動物の生息の場の保全であり、この森林の恵みを改めて享受する仕組みづくりが、持続可能なまちづくり、住み続けられるまちづくり、そしてSDGsの理念につながっていくものと考えています。

本年度は、2050神河将来ビジョンの実現に向けその核となる農林業の再生推進事業を新規計上し、放棄農地の再生など田畑の保全再生、町花・町木の植栽再生、広葉樹林の再生などその取組みを推進、拡大してまいります。

次期ごみ処理施設の整備については、新施設の建設地「市川町浅野区」での施設建設に向け、中播北部行政事務組合及び神崎郡3町の連携のもと、引き続き地域の皆様のご理解をいただきながら早期完成に向けて取り組んでまいります。

地球温暖化対策については、「クールチョイスなまち」宣言を基本に地域再生可能エネルギー導入目標に基づき、脱炭素社会に向けた明確な目標を設定し具体的に取り組を進め、2050ゼロカーボンを実現するための計画「神河町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の施策展開を図ってまいります。引き続き、かみかわ未来環境塾の継続的開催、そして「ゼロカーボンなまち」宣言、「世界首長誓約の署名」を通し、2050ゼロカーボンの実現に取り組んでまいります。

集落に点在している老朽化した危険な空き家等につきましては、引き続き略式除去、除却費用補助等の制度により進めてまいります。本年度は、空き家等実態調査を実施します。

水道事業につきましては、経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組むとともに、

市川町、朝来市との連携強化による経営改善の具体化、簡易水道と上水道との統合による機械類の更新、そして老朽化した管路の耐震化を引き続き実施してまいります。

下水道につきましては、経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組んでいくとともに、施設の効率化と維持管理コストの削減を目的とした施設の統廃合・長寿命化を進めてまいります。

神河町のCATV、高速インターネットにつきましては、地域創生による定住・移住を加速させるためにも、引き続きサービスの充実と適切な管理運営に努めてまいります。

消防・防災につきましては、近年、多発している自然災害に備え、地域の防災力を高めるとともに、災害警戒態勢の強化を図ってまいります。

また、地域防災の要として町民の生命と財産を守るという大きな使命を担っている消防団の更なる防火防災体制を強化していくとともに、初期消火活動に必要な消防施設設備の整備や、消防団員が安心して活動できるための装備備品の充実を進め、併せて団員の確保に努めてまいります。また、自主防災組織の強化として、消防団OBを中心として、防災士の確保を引き続き推進していきます。

常備消防としての姫路市消防事務委託については、現在、姫路市消防を含め郡内3町で協議を進めています「消防本署・出張所」の移転建替え更新について、常備消防機能の更なる強化につながるようしっかりと協議を進めてまいります。

現在、運用中の防災行政無線につきましては、迅速で正確な情報伝達に努めてまいります。

地域における夜間の防犯対策につきましては、町の基本施策である温室効果ガスCO2削減を基本に各区の防犯灯のLED化を進めており、引き続きLED電球への切替えに係る補助金を予算化するとともに、防犯カメラの設置を進め、犯罪の抑止・防止に努めてまいります。また、費用対効果が高い「電話機設置の録音中」等犯罪の抑止・防止策について、継続事業として町単独で引き続き実施していきます。

課題の一つである河川の環境整備については、県土木事務所と連携し、本年度から樹木再繁茂抑制対策工事により、抜本的な解消を図ってまいります。

・交通安全施設整備事業（区要望：区画線、カーブミラー）	660万円
・防犯灯・防犯カメラ設置補助事業	147万円
・町防犯カメラ設置事業（3基）	320万円
・交通安全啓発事業（看板設置等）	160万円
・CATV管理運営事業（指定管理料等）	1億1,631万円
・水道事業会計補助金事業	9,185万円
・下水道事業会計繰出事業	3億3,366万円
・新規：浄化槽事業会計繰出金事業	3,171万円
・神崎郡北部火葬場運営事業	1,458万円
・地球温暖化対策事業（未来塾等）	170万円
・新規：脱炭素化施策展開事業	400万円
・廃棄物減量化普及啓発事業	203万円
・中播北部クリーンセンター運営事業	3億2,917万円

・中播衛生施設負担金事業(福崎：中播衛生センター)	6,957万円
・農村地域防災減災事業(ため池)	1,065万円
・治山治水補助事業：裏山防災(区要望：1件)	155万円
・ 〃 ：風倒木対策(12件)	396万円
・河川改修事業	2,066万円
・新規：河川環境整備事業(樹木再繁茂抑制対策工事)	1,000千円
・土砂災害情報相互通報システム管理事業	472万円
・ひょうごの住まい耐震化促進事業	150万円
・新規：空き家等実態調査事業	570万円
・定住促進空き家住宅管理事業	140万円
・特定空き家等除去・修繕事業(2件)	243万円
・姫路市消防事務委託事業	1億4,918万円
・非常備消防団活動事業	1,823万円
・非常備消防団退職報償金事業	4,207万円
・消防施設管理、整備事業	4,089万円
・防災行政無線運営事業	1,357万円
・防災備蓄・自主防災・IP無線・地域防災事業	238万円
等 計	14億754万円

「ハートが賑わうまちづくり」

④ 人が行き交い、出会うまちを創造する

(土地利用、道路・交通、交流、定住促進)

人口減少が続いている本町にとって、地域コミュニティの低下による地域の活力維持が最大の課題となっています。現在、神河町に住んでいる若者に将来にわたっても住み続けてもらわないと地域の崩壊・消滅に繋がっていく恐れがあります。若者が住んでみたいと思えるまちづくりが一番であり、これまで強力で推進してきました若者定住施策の継続を更に促進させ、宅地区画開発に補助支援する宅地開発支援事業等にも着手し、相当な危機感を持って若者定住施策を更に加速してまいります。

神河町に住み続けておられる住民の皆様にも、引き続き、住み続けていただくための施策展開、サービス提供に努めてまいります。

個人財産の保護や経済活動をより促進させるため、町全域において地籍調査を継続して実施してまいります。その成果は、今後の山林をはじめ土地利用における重要な基礎資料として、企業誘致や宅地開発支援事業など重要施策の推進に有効的に活用を図ってまいります。

公共交通につきましては、町民の移動手段であるコミュニティバス運営と併せて、予約により送迎を行うデマンド型交通への併用転換を進めてまいります。

本年度は、車両2台を購入し、川上線に続いて作畑新田線、上小田線の3路線にデマンド交通の試験運行を拡大してまいります。

JRが公表した加古川・山陰・播但・姫新線4路線6区間の「輸送密度」2,000人未満の赤字ローカル線が波紋を広げています。

赤字ローカル線（JR 播但線の寺前駅から和田山駅間）の維持に向けた取組みは喫緊の課題であると強く認識しています。その取組みとして、播但線利用者に対する特急、団体、遠距離通勤・通学に対する補助、駅前下水道カラーマンホールの整備、電気自動車のシェア事業、長谷駅構内の環境整備等を本年度予算計上いたしました。

今後、路線維持に向けた様々な取組みを県、沿線自治体と一体的に取り組み、拡大展開してまいります。

道路につきましては、町民生活の安全確保、区要望も含め、過疎・辺地計画の事業を中心に、引き続き確実に進めてまいります。特に、本年度から道整備交付金事業に着手いたします。

橋梁につきましては、引き続き、長寿命化修繕計画に基づいて修繕工事を着実に実施してまいります。

住民生活道路である町道の除雪につきましては、緊急時の出動への協力や連携の体制整備を図り、凍結防止も含め、今後の積雪にしっかりと備えてまいります。

・ 地方バス等公共交通維持確保対策事業	595万円
・ コミュニティバス運営事業（コミバス、デマンド）	1億3,074万円
・ 路線バスコミュニティ料金化事業	370万円
・ 公共交通政策事業	569万円
・ 新規：JR播但線利用促進事業【播但線利用者補助（特急、団体、遠距離） 駅前カラーマンホール、EVカーシェア、長谷駅道路舗装他】	2,134万円
・ 木造インターンシップ事業	369万円
・ コミュニティ助成事業	330万円
・ 銀の馬車道推進事業	105万円
・ 大学連携地域活性化事業	195万円
・ 縁結び事業	154万円
・ 地籍調査事業	1億171万円
・ 地域活性化推進事業	1,301万円
・ 砥峰高原自然交流館管理運営事業	753万円
・ 町営駐車場管理事業	217万円
・ JR播但線駅トイレ等維持管理事業	314万円
・ 道路台帳整備事業	100万円
・ 町道維持修繕事業(区要望：7件 1,650万円)	9,955万円
・ 除雪対策事業	1,382万円
・ 町単独町道改良事業（内区要望：4件）	1億1,550万円
・ 道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化修繕）	1億4,700万円
・ 新規：道整備交付金事業	2,600万円
・ 若者世帯住宅補助事業（家賃、取得、リフォーム、三世代同居改修）	3,359万円
・ 公的賃貸住宅家賃対策調整補助事業	450万円
・ 多自然居住推進事業（移住、空き家、シングルマザー他）	1,873万円

・宅地開発支援事業（区画整備補助）

150万円

等 計9億2,306万円

⑤ 魅力と活力の産業を育てる

（農林水産業、商工業、観光）

本町の豊かな自然や地域資源を活かした、農林業・商工業の連携による6次産業化の推進による雇用の創出、そして「収量アップに繋がる農業」の実現による農業再生に向け、取り組んでまいります。

仕事づくりにつきましては、起業や創業に対する支援、企業誘致の推進による働き場所の確保、新たなかみかわブランドの発掘やそのPRなどを引き続き展開してまいります。

農業につきましては、町農業委員会と神河町地域農業再生協議会とが協調しながら、農業の活性化と再生に、引き続き、力を注いでまいります。

特に、「地域計画と活性化計画の一体的推進」として農業上の利用が行われる農用地等の区域に地域計画を策定し、また農業上の利用が困難である農地については活性化計画を策定し、両計画を一体的に推進することにより農地の適切な利用を確保し、持続的な土地利用を推進してまいります。

また、主食米以外の生産拡大や新規就農者・農業経営法人化への支援、人農地プラン策定への支援、米安全確保対策など、併せて有害鳥獣であるサル・シカ・イノシシの捕獲対策の一層の強化を図りながら、安全で良質な農産物の生産拡大、並びに農地保全の取組を引き続き積極的に展開してまいります。特に有害鳥獣対策としては、各地域の実態と実情に応じた対策を講じ、効果的で抜本的な解決を図ってまいります。

林業の活性化と再生につきましては、森林管理100%事業による計画的な搬出間伐と作業道開設とともに、森林環境譲与税の財源を活用し間伐や搬出等の森林施策に対する町独自の補助事業を拡充しながら、一体的に森林整備を実施してまいります。併せて、若者世帯の住宅取得及びリフォームの補助事業の町内加算の補助金も継続し、地域内循環を促進してまいりたいと考えております。特に山林の再生については、「木質バイオ」等エネルギーの地産地消と地域資源の経済循環の仕組みづくりを引き続き研究、検討してまいります。

水産業の活性化と再生につきましては、漁業組合や漁業者、NPO団体等が行う新たな取組への支援を行うとともに、関係者と連携しながら一体的に推進してまいります。

観光振興については、四季を通した魅力あふれる神河町を町ホームページ、観光ナビにより、町内外へPR・発信していきながら、観光交流人口からの経済循環拡大を目標に、観光交流センターを拠点に観光協会、観光施設指定管理者、行政そして関係する事業者と連携しながら引き続き、取り組んでまいります。

かみかわの賑わいづくりにつきましては、峰山高原リゾート「ホワイトピーク及びグリーンピーク」又、道の駅「銀の馬車道・神河」「新田ふるさと村」「グリーンエコ笠形」「ヨーデルの森」「桜華園」「とのみね高原」を拠点に町内観光施設への更なる誘導、波及効果の拡大に向け、観光協会、商工会はじめ、「日本遺産 銀の馬車道・鉱石の道」の沿線自治体と連携しながら取り組んでまいります。「越知川名水エリア」、

「銀の馬車道エリア」、「大河内高原エリア」の三つのエリアにある観光施設・資源を最大限に活かしながら、それぞれの施設において独自のサービス向上を図り、より魅力ある観光地・施設として町内外に発信してまいります。

そして、観光施設指定管理の運営については、施設の老朽化・更新の問題と併せて、その在り方について、踏み込んだ議論を進めていかなければなりません。

・企業誘致事業	403万円
・かみかわブランド推進事業	32万円
・創業支援事業	850万円
・農業委員会事業	420万円
・農地調査農地基本台帳整備事業	243万円
・中山間地域等直接支払交付金事業	1,429万円
・集落営農等支援事業（町の農業機械施設整備補助）	609万円
・有害鳥獣対策事業	1,063万円
・多面的機能支払交付金事業	5,762万円
・シカ捕獲実施隊編成支援等事業（シカ、イノシシ）	752万円
・経営所得安定対策直接支払推進事業	337万円
・人・農地問題解決推進事業	258万円
・環境保全型農業直接支払推進事業	123万円
・新規：農業再生推進事業（畦畔管理省力化、再生困難農地の復元、 保全管理農地の活用）	420万円
・町単独土地改良補助事業（区要望：3件）	451万円
・水車公園維持管理事業	384万円
・道の駅「銀の馬車道・神河」管理運営事業	590万円
・森林管理100%作戦推進事業	1,719万円
・林道補修事業	708万円
・林道改良事業	230万円
・森林環境譲与税活用事業	8,052万円
・新規：林業再生推進事業（町花・町木植栽再生、広葉樹林再生）	569万円
・水産産業振興事業	547万円
・町商工会補助金	2,060万円
・町観光協会補助金	1,281万円
・新規：商工業者事業継続支援事業	200万円
・観光施設管理事業	1億971万円
等 計	5億5,613万円

「ハートが繋がるまちづくり」

⑥ 安定した持続可能なまちを実現する

（人権、住民参画、コミュニティ、行財政）

「人権尊重のまち」宣言を基本に、全ての人々が幸せになるために「神河町部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、引き続き「毎月11日は人権を確かめる日」の啓発、PR活動を推進し、誰もが人として尊重されるまちづくりに取り組んでまいります。

町長懇談会については、引き続き行政ブロック単位で開催し、地域自治協議会の推進と合わせて集落が抱える喫緊の課題や、町として是非共有しておかなければならない課題等についての貴重な意見を今後のまちづくりに活かしてまいります。

まちづくりの指針となる第2次神河町長期総合計画については、本年度後期基本計画を策定します。その成果の検証を通し町民の皆様との協働のもと、取り組んでまいります。「男女共同参画推進計画」については、推進アドバイザーを招聘し、その実現に努めてまいります。

町有財産の管理については、財産台帳・重要備品台帳の整備を適正に行うとともに、町有地の処分について企業誘致、住宅用地としての有効活用を含め検討をしてまいります。

情報発信につきましては、官報機能としての町広報、町ホームページやSNSなど様々なツールを活用した情報発信を充実してまいります。引き続き、町内外に町政やイベントなどの情報を適時適切に発信し、町民の皆さまの生活に有用な情報提供に努めてまいります。

町民の皆様から納付いただいております町税につきましては、的確な課税客体の把握により公平公正な課税を行ってまいります。また、適切な滞納処分を行うとともに、特別徴収月間での徴収強化の取組みによる徴収率をアップしてまいります。

住民サービスにおいては、マイナンバーカードを利用した住民票・印鑑証明・戸籍証明等の取得、町税や上下水道料金の納付ができるように利便性の向上を図ってまいります。また、マイナンバーカードの普及率を向上させるため、引き続き町民の皆様のマイナンバーカードの取得促進に力を注いでまいります。

また、国が推進する「自治体DX推進計画」（デジタルトランスフォーメーション）自治体デジタル化に沿い、引き続き行政IT化の推進及び行政手続きの見直しに取り組んでまいります。

ふるさとづくり応援寄附金につきましては、貴重な自主財源であることから、より一層の普及とPRを行い、返礼品を充実しながら積極的に取り組んでいくとともに、頂いた寄附金を有効に活用してまいります。

特に、企業版ふるさと納税と一体的に取り組むタウンプロモーション冊子の作成、ウェブシステムの活用等を通し、神河町の抱える課題解決に向けた取組みを発信し、賛同、応援していただける企業、個人を増やしていけるよう職員一人一人が営業に努めてまいります。

現在の町行政におきましては、自らの判断と責任において、その事態の解決に向け、神河町にとって意義あることを的確に見定めながら、政策の自己決定・自己責任による行財政運営を行っていかねばなりません。そのためには、神河町の将来と住民の視点を第一に住民目線で考える職員を育てていく必要があります。そのために必要な研修は、その時々に応じタイムリーに確保・提供しながら、職員一人一人の能力向上や育成、モチベーションアップを図るとともに、組織力の向上に繋げてまいります。

町財政につきましては、人口減少による税収等の増加が見込めなくなる一方、高齢化による社会保障費の増加や、老朽化した公共施設の更新等、限られた財源の中で、より厳しい財政運営が求められます。第3次神河町行財政改革大綱のテーマでもあります「地方創生の流れに乗った一歩踏み込んだ改革」を意識した課題の選択と集中が不可欠です。

当町の抱える課題である「モノ」「ヒト」「カネ」、『公共施設及びインフラ資産の老朽化・更新問題』『人口減少、少子高齢化問題』『歳出圧力に対応する財源確保問題』を乗り切るため、引続き、標準財政規模（身の丈）から大きく膨れ上がった予算総額の縮小と併せて、財政調整基金に頼らない、そして過度に地方債に依存しない財政運営を基本に、安定した健全な財政運営の確立に取り組んでまいります。

キーワード「継続さらに発展」として、各行政区の活動を支援し、人口減少からの活性化につながる共通の仕組みとしての町民のまちづくりプラットフォーム「地域自治協議会」の設立、神河町の更なる発展の可能性を考えた山林、農地を中心とした「まちの再生」、2050神河将来ビジョンの実現に全力で取り組んでまいります。

本年度は、旧栗賀小学校の跡地に、公園・図書コミュニティ施設の建設に着手いたします。若者世代、子育て世代から高齢者世代まで、「ゆっくりとした時間や空間を感じる」ことが出来る多世代交流型の施設を目指してまいります。

旧栗賀小学校跡地活用については、建設、その後の運営、維持管理に大きな財政負担を伴います。有利な財源の確保を図りながら、計画的に適切に事業を進めてまいります。

・ 区長会行政事務事業（うち環境美化支援金400万円）	1,397万円
・ 総合行政用コンピュータ運営事業	1億9,043万円
・ ふるさと納税推進事業	5,188万円
・ ふるさとづくり応援基金積立金事業	1億円
・ 地方公会計整備事業	416万円
・ 町ホームページ等管理事業	283万円
・ 財産管理事業（基金積立、施設改修整備含む）	8,769万円
・ ハートがふれあう地域づくり活動支援事業	208万円
・ 地域おこし協力隊外部アドバイザー事業	249万円
・ 栗賀小学校跡地整備事業(公園・図書コミュニティ施設整備)	6億7,542万円
・ 地域再生協働員事業	350万円
・ 地域自治協議会設置運営事業	904万円
・ 企業版ふるさと納税推進事業	116万円
・ 新規：男女共同参画社会推進事業	32万円
・ 集落集会施設整備事業	400万円
・ 神河町病院改革委員会事業	97万円
・ 新規：第2次神河町長期総合計画後期基本計画策定事業	1,270万円
・ 土地評価総合計画事業	1,322万円
・ コンビニ交付事務事業	421万円

・ 県議会議員選挙事業	8 1 1 万円
・ 財産区議会議員選挙事業（5 財産区）	6 8 6 万円
・ 人権啓発活動事業	3 2 7 万円
・ 人権学習支援事業	8 4 万円
・ 公債費元金償還事業	1 2 億 2, 0 5 4 万円
・ 公債費利子償還事業	4, 4 3 9 万円
	等 計 2 9 億 2, 8 4 8 万円

最後に、神河町を取り巻く環境は、不確実性、不透明性の高い厳しい環境ですが、「あらゆる危機」を、住民の皆様と一緒に考え、乗り越え、螺旋階段を昇るように「さらに高い位置を目指して」、『継続さらに発展』の神河町に全力で取り組んでまいります。

そして、SDGs の理念である「だれ一人取り残さない」精神を基本に、「恒久平和のまち宣言」を核とした神河町のまちづくり、「大好き！わたしたちの町 かみかわ」を町民の皆様と共有し、町政運営に邁進してまいります。

令和5年度 町長懇談会の実施方法等について（お願い）

令和5年度の町長懇談会につきましては、令和2年度から引き続き各区の三役様を対象に、行政7ブロックごと実施させていただき、各地域の抱える課題等について、次のとおり意見交換会を実施いたします。

各地域の抱える課題等について、より掘り下げた内容で皆様と意見交換が実施できるよう、事前に質問事項を提出していただき関係する管理職も同席の中で文書回答を行っていく予定としております。

1. 実施単位

町内全40区を7つの行政ブロックに分けて実施します。

2. 対象者

基本 各区3役様

※参加人数を絞らせていただき、各区や行政ブロックの課題について意見交換を行っていきます。

※会場のスペースで限りはありますが、傍聴も可能と考えております。

3. テーマ

町政の状況と各地区の課題等について

4. 実施時期【別紙日程のとおり】

○実施時間は、令和5年5月末～6月の平日（月・金）2時間以内を基本とします。

○日程表には町の希望日を記載させていただいておりますが、御都合が悪い場合はブロック内で調整いただき、総務課まで連絡をお願いいたします。

◎特に希望がなければ、別紙の事務局日程によりお願いします。

5. 開催場所

○開催場所についても記載させていただいておりますが、御都合が悪い場合は各ブロック内で調整願います。

◎特に希望がなければ、別紙の事務局日程によりお願いします。

6. 出席者

○各ブロック：各区3役様

○役 場：町長・副町長・教育長 他（関係管理職員・事務局を予定）

7. 懇談会内容

○各区で抱えておられる課題等を3項目以内で、別添の『各区からの課題事項』に記載いただき、4月10日（月）を目途に総務課に事前提出をお願いしています。

※提出を4月10日（月）目途としておりますが、区の総会を10日以降に予定されておられる区もあるかと存じますので、総会以降に提出をお願いいたします。

○別途、地域自治協議会でも各区・ブロックを総務課から回らせていただいておりますので、できるだけ地域自治協議会以外の内容で課題等を上げていただければと存じます。

○その他、御意見・御希望があればお知らせください。

8. その他

全住民対象とした意見交換会（懇談会）のエリア又はブロック単位での実施、及び現在も随時対応・実施している各種団体等との懇談会については、要望に応じ別途対応させていただきます。

令和5年度町長懇談会 日程表

ブロック	日時・開催場所	実施集落	備 考
越知谷	5月29日(月) 19:00~ 大畑コミュニティセンター	新 田	
		作 畑	
		大 畑	
		越 知	
		岩 屋	
粟賀北	6月2日(金) 19:00~ 中村ドリームホール	根 宇 野	
		山 田	
		中 村	
		粟 賀 町	
		福 本	
粟賀南	6月5日(月) 19:00~ 東柏尾区集落センター	貝 野	
		しんこうタウン	
		寺 野	
		柏 尾	
		加 納	
大山	6月12日(月) 19:00~ 杉営農センター	吉 富	
		杉	
		大 山	
		猪 篠	
寺前	6月16日(金) 19:00~ 寺前地域交流館	新 野	
		野 村	
		比 延	
		寺 前	
		鍛 冶	
小田原	6月19日(月) 19:00~ 南小田農村環境改善センター	大 河	
		上 岩	
		高 朝 田	
		宮 野	
		南 小 田	
長谷	6月23日(金) 19:00~ センター長谷	上 小 田	
		川 上	
		大 川 原	
		本 村	
		赤 田	
		重 行	
		為 信	
		峠	
		栗	
淵			

◆ 地域自治協議会設立に向けた取組について【4月24日区長会提出】

令和5年3月31日現在

1 7ブロック全体の取り組み状況

①越知谷ブロック（正副区長）は、8/1から高木集落支援員を事務局配置。10/15越知谷ブロック地域自治協議会設立準備会総会（書面決議）において、規約、役員、地域づくり計画及び令和5年度事業計画について、代議員24名の全員の賛成により可決承認。事務所は大畑コミュニティセンター。11/25地域交通に関する住民アンケート配布、11/30越知谷地区への早期導入についての要望書を町長宛提出。アンケート結果は3月広報配布と合わせて住民配布・1/26町に結果提出。2/17各種団体説明会・全戸配布で各部会員を募り部会体制を構築。4/14第11回、4/27設立総会を開催。

②粟賀北ブロック（区長のみ）は、課題集約項目の中から共通課題について協議を進め、防犯対策（カメラ）、防災対策（必要資機材の点検確認からの要望へ）を更に具体化させた協議を展開。萩原集落支援員は協議の継続を念頭に5/27第3回協議会から出席（R5.4/1付委嘱）。11/14第7回協議で現体制による会長1名、副会長4名を選出し任期を2年とした。事務所は粟賀の驛。消防ブロックと自治協枠組み相違問題について継続的に協議をしていくことも確認。1/27第9回協議で規約・申し合わせ事項を確認。防犯カメラ補助継続と防災資機材整備協議中。3月広報配布時に住民説明資料を配布。4/20第11回は新正副区長を交えビジョン、運営体制等を協議。

③粟賀南ブロック（区3役）は、課題集約項目の中から各区優先3項目を具体化した内容をもって8/10第4回、9/14第5回協議へと繋ぐ一方で組織体制について、会長1名、副会長2名を行政順で各区長が担うことを確認。任期2年。地域づくり計画について、まずは河川の環境整備から取り組むこととし、10/12第6回協議を踏まえた11/25各区代表者（副区長）部会において取組の方向性を確認。2/1第7回協議で6区代表者で構成する部会長・副部会長を行政順で繋ぐことを確認。事務局候補協議中。子どもや高齢者の課題については次のステップとして取り組む。3/31第9回で事務所を除き規約・申合せ内容を確認。4/24河川環境整備の要望書提出予定。6/10第10回は事務局、運営体制等協議。

④大山ブロック（区3役）は、課題集約項目の中から各区優先5項目を具体化した内容をもって9/11第4回協議を進め、大山小学校跡地への遊具設置の検討を協議中。10/23第5回で組織・役員体制について組織運営の継続を重視して現区長から会長1名、副会長1名、理事2名を選出、現副区長から部会長を選出することを確認。12/10第6回協議で準備会設立までのスケジュール、事務局の公募（3月）、生活、活性化、文化・交流、安全・安心の4部会長及び、地域づくり計画概要を大筋で確認。2/17第7回で事務所を除く規約・申し合わせ事項、10月までの体制を確認。3月住民向資料と事務局公募チラシを配布。4/21第8回で運営体制等協議。

⑤寺前ブロック（区3役）は、課題集約項目の中から各区優先5項目を具体化した内容をもって8/25第5回協議を進め、5分野から更に、医療・買い物等暮らしの手助け対策、草刈り・放棄地・空き家空き土地等環境対策、地域伝統行事の継承・イベント等賑わいづくりの3部会に。10/24第6回協議で会長1名、副会長2名を行政順で各区長が担うことを確認。任期2年。事務所は寺前地域交流館。部会長・副部会長も決定。現状認識の共有と地域づくりの基本構想的な議論から出発することを確認し12/23第7回は3部会同時開催、各部会報告で課題認識を深めた。4/24第9回は住民説明・事務局含む運営体制等について協議。

⑥小田原ブロック（区長のみ）は、課題集約項目の中から共通課題について協議を進め9/5第5回協議では大まかな取り組む方向性（ふれあい交流事業、身近な困りごと対策、歴史・文化の継承、防犯・防災・地域の生活環境の向上など）と現体制による会長1名、副会長2名を決定。10/31第6回、12/5第7回協議では規約内容の確認と合わせ、地域づくり計画における財源充当の考え方を示しながら更に充当先の具体化協議。役員任期は1年。1/30第8回協議で地域づくりの基本方針と基本計画を確認。3月広報配布時に住民説明資料を配布。3/6第9回確認に基づきR5年4月から立岩集落支援員を事務局配置。4/17第10回で部会体制等を協議。

⑦長谷ブロック（区長のみ）は、既存組織「長谷地区の振興を考える会」との一本化協議から進めるべきであるとの結論に達し、8/25第4回協議会から仕切り直し協議。10/5代表4区長による仕分け作業結果に基づき、10/17第6回で全体確認の後、10/22考える会3役と協議。考える会との組織の一本化を確認。諸々の課題があるが、共通の課題として人の問題が挙げられており、（仮）お助け隊的組織を展望し、獣害防止・除草対策の実施を検討していく他、「考える会」事業への支援について、イベントに限定することなく、本来目的である地域の活性化の視点でその支援内容を検討していく。R5年4月から小林集落支援員と合わせ、ブロックとして藤原事務局補佐員を事務局配置。4/17第7回は組織規約、運営体制等を協議。

2 その他

- ・協議会設立について、R5年度は越知谷ブロック、R6年度は栗賀北ブロック、栗賀南ブロック、大山ブロック、寺前ブロック、小田原ブロック、長谷ブロックで予定されています。
- ・事務局集落支援員は、越知谷ブロック、栗賀北ブロック、小田原ブロック、長谷ブロックで決定し配置となります。
- ・事務局用ノートパソコン及びプリンタについて、設置要望がある場合は総務課事務局まで申出をお願いします。

◆各ブロック地域自治協議会設立に向けた推進状況

令和5年4月24日 区長会提出 (3/31現在)

※敬称略/決定分のみ

	協議会	越知谷B	栗賀北B	栗賀南B	大山B	寺前B	小田原B	長谷B	備考
	【協議会設立】								
	①5年4月設立	○							
	②6年4月設立		○	○	○	○	○	○	
	【設立準備会】								
1	事務局（集落支援員）選任			協議中	3月公募				
	①専任							小林希世美	
	②兼任	高木浩	萩原幸亮				立岩千咲		
	③専任+地域づくり交付金対応補助員							藤原登志幸	
2	事務所等			協議中					
	①集会所内	大畑コミセン				寺前地域交流館	会長居住区		
	②使用料設定	5,000円/回	5,000円/月			5,000円/回			
	③上記①以外		栗賀の驛		検討中			センター長谷	
	④ノートパソコン・プリンタ						希望		
3	地域づくり計画								
	①大まかな方向性	○	○	○	○	○	○	○	
	部会数	3部会	5部会	3又は5部会	4部会	3部会	5部会	7(1)部会	
	立上年度	3部会	当面1部会	当面1部会					
	②全体計画書	○			概要○		概要○		
	③計画年数	10年					15年		
	④年度別計画（別記様式）	○							
4	初年度交付金申請準備								
	①設立年度事業計画及び予算	○							
5	組織構成・規約								
	①規約・申し合わせ等確認	○	○	△	△		△		
	②役員（会長・副会長）の選任	○ 2年	○ 2年	○ 2年	○ 2年	○	○ 1年	○	
	③総会代議員定数	30名まで	20名まで	30名まで	30名まで	30名まで	46名		
6	ブロック内住民への情報配信展開								
	①協議会開催	⑪4/14	⑪4/20	⑩6/10	⑧4/21	⑨4/24	⑩4/17	⑦4/18	
	②推進状況の配信	8/25	2/24		3/1~		2/24		
	③その他	公共交通アンケート、部会員募集		4/24河川整備要望提出予定					
7	設立準備会（総会資料）								
	①書面表決	○							
	②事前配布	○							
	③設立準備会認定申請	○							
	④設立準備会認定通知	○							
	⑤総会承認	○							
8	ブロック内住民への情報配信展開								
9	設立総会	4/27							
	①代議員出席								
	②総会案内								
	③設立総会								
10	地域づくり交付金申請	総会后							
	①申請書提出								
	②交付決定通知								

令和5年4月24日

区長 様

事務機の配布について（ご案内）

本庁舎の事務機入れ替えに伴い、本庁舎3階 第3会議室で現在使用しております事務機（22台）の配布を行います。（長期の使用のため、多少の傷みあり）

ご希望がございましたら、5月15日（月）までにご連絡をお願いいたします。

希望がありました区につきましては、5月19日（金）までに総務課より配布数のご連絡をいたします。なお、念のため、ご希望されたにも関わらず、連絡が無い場合、総務課までご一報ください。

- ◆ 希望多数の場合、配付数については、総務課にて調整させていただきます。
- ◆ 引き渡しは、5月25日（水）～5月30日（火）を予定しております。
- ◆ 引き渡しにつきましては、本庁舎玄関でお渡しとなります。搬送車両、積み下ろしは各区にてご対応ください。

配付希望確認表

区 名	必要数
区	台

ご不明な点は、お手数ですが総務課：本田までお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 2 4 日

各 区 長 様

総務課長 平岡 万寿夫

令和 5 年度地域伝統文化振興支援事業に係る該当団体の募集について

陽春の候、区長様におかれましては、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、町行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、見出しの件について、一般財団法人兵庫県市町職員互助会では、地域伝統文化振興支援事業を実施し、今年度の該当団体を募集されます。

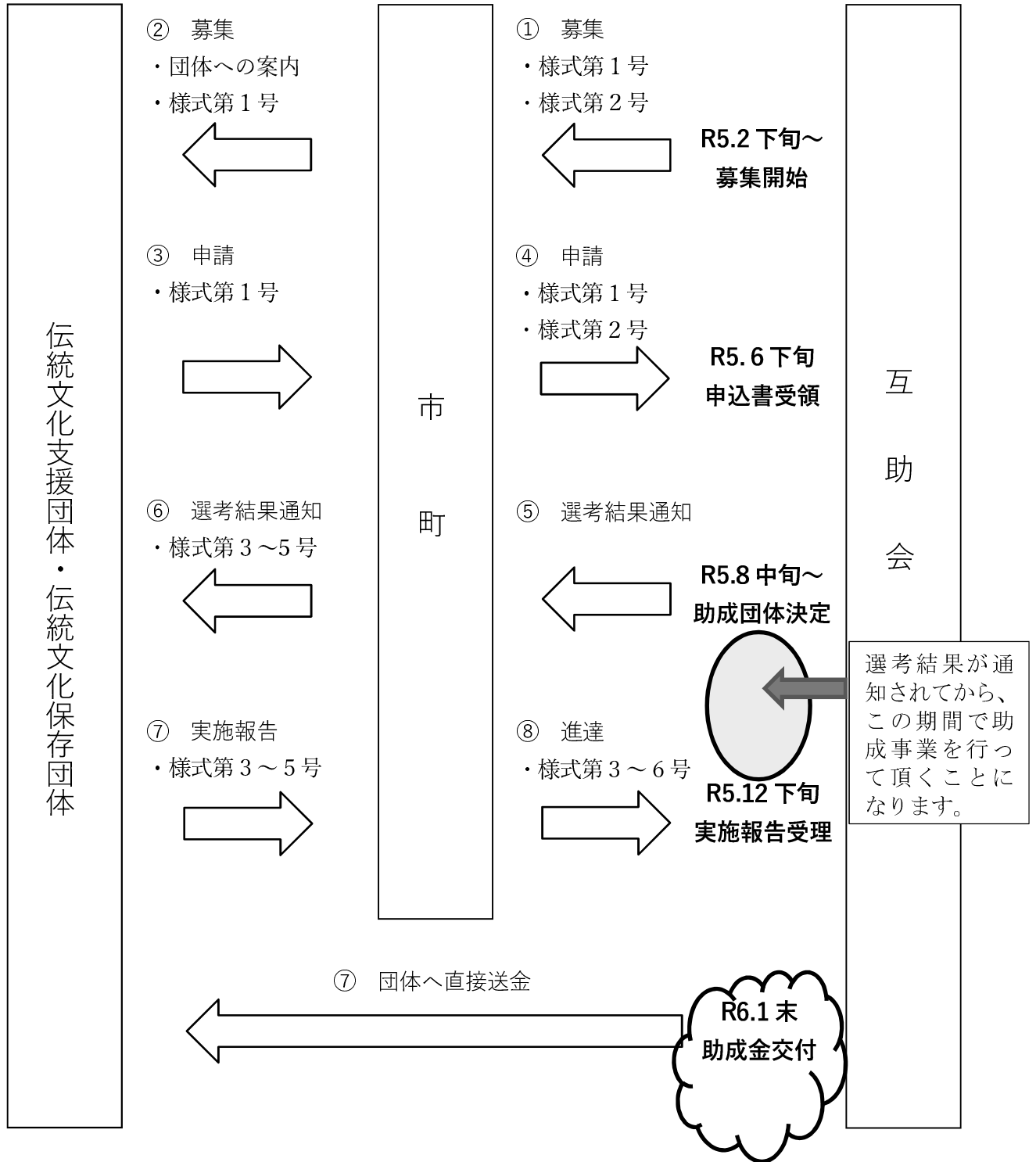
地域伝統文化振興支援事業とは、各地域において古くから伝承されてきた民俗芸能・祭り・年中行事・伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承と発展を図り、地域文化の振興を目的としている団体に助成を行う事業です。

つきましては、2月区長会でお知らせしたところではございますが、改めて、下記、別紙に事業の要綱等をお知らせいたしますので、御検討いただければと存じます。申請・審査・報告等、複数の手続きがありますが、是非、御活用いただければと思います。申請をご希望される区については、5月31日(水)までに総務課足立までご相談ください。よろしくお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 助成金額 | 1 団体につき 100 万円限度 |
| 2 助成対象事業 | 添付「実施規定」のとおり(民俗芸能、祭り、伝統工芸等) |
| 3 助成決定可否 | 互助会の理事会で判断
(申請いただいても、助成されない場合があります) |
| 4 担 当 | 神河町役場 総務課 足立 |

地域伝統文化振興支援事業に係る助成金交付の事務手続き



一般財団法人兵庫県市町職員互助会地域伝統文化 振興支援事業実施規程

平成23年 5月26日議決
改正 平成26年 2月27日議決
改正 令和元年 8月 2日議決
改正 令和 2年 2月26日議決
改正 令和 3年 1月28日議決
改正 令和 3年 8月 4日議決

(趣旨)

第1条 一般財団法人兵庫県市町職員互助会（以下「互助会」という。）は、町等の住民に対する文化事業として、兵庫県内各地域において古くから伝承されてきた民俗芸能・祭り・年中行事・伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承と発展を図り地域文化を振興するため、伝統文化保存団体及びその支援団体（以下「団体等」という。）が行う伝承活動・後継者育成活動等を支援するために、次の事業を実施する。

(事業内容)

第2条 団体等が地域文化振興を目的として実施する伝統文化の保存・活用のための事業で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 伝承者等の養成
- (2) 伝承用の用具衣装等の整備
- (3) 映像記録等の作成
- (4) 公開・交流活動

(助成の対象)

第3条 助成の対象となる団体等は、民俗文化財、伝統工芸技術の保存・伝承に係る活動及びその支援活動を主たる目的とし、継続的に地域文化振興に資する活動をしている団体等で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人
- (3) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体
 - ア 定款、寄付行為に類する規約等を有すること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - エ 団体活動の本拠となる事務所を有すること
 - オ 市町、市町教育委員会の推薦を受けていること
- (4) 家元・流派が確立され、維持の見通しが立つような団体は除く。

2 民俗文化財、伝統工芸技術の復活・復元による伝承を計画している団体等で、前項第3号の要件を満たすとともに、市町が支援するなど今後の活動の継続の見通しがあり、地域文化振興に資する活動を行う団体とする。

(実施方法)

第4条 地域伝統文化振興支援事業は、次のとおり実施する。

(1) 団体等は、地域伝統文化振興支援事業実施申込書（様式第1号）を市町に提出し、市町はこれに推薦書（様式第2号）を添付し、互助会に提出する。

(2) 互助会は、理事会において、団体等を選考し決定する。

(3) 団体等において、事業が完了したときは、地域伝統文化振興支援事業実施報告書（様式第3号）、物品検査調書（様式第4号）及び地域伝統文化支援事業支払依頼書（様式第5号）を市町に提出し、市町はこれに進達書（様式第6号）を添付して、速やかに互助会に提出する。

（事業期間）

第5条 助成の決定を通知した日から当該日の属する年度の末日とする。ただし、決定通知日以前の事業であっても事業計画に該当するものであれば対象とする。

（経費）

第6条 助成額は1団体100万円を上限とし、予算の範囲で助成額を決定する。

（中止・変更）

第7条 団体等は、事業の中止または変更する必要がある場合は、理由を付して、速やかに互助会に届け出るものとする。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

（適用期日）

1 この規程は、平成23年5月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

（旧要綱の廃止）

2 地域伝統文化振興事業実施要綱（平成16年2月26日議決）は、廃止する。

令和4年度地域伝統文化振興支援事業の実績について

市町名	団体名	事業名称（助成内容）
豊岡市	宮内幟まわし保存会	幟まわし （幟まわし衣装新調）
丹波篠山市	河原町通無電柱化完成記念・ 鉾復活実行委員会	丹波篠山秋祭りの鉾山、110年振りの鉾復活事業 （鳳凰山竿頭新調、鉾復活記録映像制作、鉾復活セミナーポスター等作成他）
丹波篠山市	デカンショ祭振興会	デカンショ節保存継承事業 （デカンショバンド講師料等）
養父市	水谷神社ねっていずもう保存会	ねっていずもう映像記録等作成事業 （ねっていずもう保存映像制作）
丹波市	熊野神社裸祭り保存会	熊野神社裸祭り保存会用具整備事業 （長胴太鼓の修繕）
南あわじ市	片田北壇尻歌布団壇尻保存会	布団壇尻修繕事業 （布団壇尻の胴締め修理）
南あわじ市	十軒屋檀尻保存会	春季例大祭用法被整備事業 （法被の新調）
多可町	坂本屋台太鼓保存会	坂本屋台太鼓屋提灯補修整備事業 （屋提灯の修繕）
市川町	保喜区自治会	諏訪神社 祭屋台保存事業 （太鼓の修繕等）
神河町	神河町鍛冶区	神河町鍛冶区 子供屋台修復・修繕事業 （乗り子衣装の新調、修繕等）
太子町	糸井合同役員会	糸井屋台改修事業 （屋台担ぎ棒の新調）
新温泉町	宇都野神社麒麟獅子舞保存会	宇都野神社麒麟獅子舞用具整備事業 （麒麟獅子舞覆いの修繕）

本会構成市町

豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町

地域伝統文化振興支援事業提出書類一覧

様式名	名称	作成者	説明	添付書類	提出月日
様式第1号	地域伝統文化振興支援事業申込書	希望団体	助成金を受けするため、支援事業として申し込む場合	必須 ①(団体)規約 ②見積書の写し ③活動状況がわかる写真・資料 必要に応じ ④購入(修理)予定物資料・写真 修理の場合 ⑤修理前の写真(特に修理箇所が判明する写真)	申請時 6月30日
様式第2号	推薦書	神河町	町が互助会に対して希望団体を推薦する様式		申請時 6月下旬
様式第3号	地域伝統文化振興支援事業報告書	希望団体	該当事業が終了したときの報告様式	必須 ①請求書の写し 必要に応じ ②契約書(請書)の写し ③領収書の写し ④写真(購入物・修理状況・活動実施状況)の写し ⑤修理前・後の写真(特に修理箇所が判明する写真)	完了時 9月～12月
様式第4号	物品検査調書	希望団体	物品等の検査を受ける様式		完了時 9月～12月
様式第5号	地域伝統文化振興支援事業支払依頼書	希望団体	互助会に対して、助成金の支払いの口座など登録する様式		完了時 9月～12月
様式第6号	支援事業実施報告書提出書	神河町	様式第3号報告書を互助会に送付する様式		完了時 9月～12月

※事業の種類により、これ以外の必要書類をお願いすることがあります。

互助会の流れ

6月30日	申込書締切
8月	助成団体決定(各団体へ選考結果通知)
12月下旬	実施報告受理
1月末	助成金支払

互助会の提出期限は、6月30日(金)必着です。ご希望の地区は、5月31日(水)までに、役場総務課にご相談お願いいたします。

①様式第1号「地域伝統文化振興支援事業報告書」②添付書類

令和 5 年 4 月 19 日

各市町関係各位

公益財団法人
兵庫県身体障害者福祉協会

理事長 木村 佳史



身体障がい者福祉事業実施に対する協力方について（依頼）

平素は身体障がい者の福祉の増進につきまして、格別のご配慮とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会に於いて、活動費の財源確保の目的で例年、社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会の協賛を得まして福祉事業を実施しています。関係機関の方々又県民各位の多大なるご支援、ご協力を頂いておりますことを会員一同心より感謝いたしている次第でございます。

近年福祉行政も向上しておりますが、激しい社会の変動の中にあって高度化する社会に対応できる様、私ども障がい者は健常者以上の努力と積極的な行動をしていかなければなりません。

そこで、当協会におきまして、昨年に引続き上記福祉事業を実施させて頂く事になりましたので、業務ご多忙中のところ誠に勝手なお願いとなりますが、この趣旨をご理解のうえご協力下さいます様よろしくお願い致します。

また、事業実施に伴い貴自治体の区長（自治会、町内会）名簿をお願い致したく、よろしくお取計らいのほどお願い申し上げます。名簿につきましては、個人情報保護法に基づき上記事業以外には決して使用することなく厳重に保管・管理をいたしますので何卒よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記事務局までご連絡下さいます様お願い致します。

〔事務局〕 〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2 丁目 1 番 1 号
（兵庫県福祉センター 6 階）

公益財団法人 兵庫県身体障害者福祉協会

TEL (078) 242-4620

FAX (078) 242-4260

（事業協力機関）日本身体障害者団体連合会 事業所